

# 茅ヶ崎海岸グランドプラン

―海岸の自然環境を取り戻し、景観に配慮し、  
環境に負荷をかけない海岸づくりを目指して―

平成24年3月 改訂

茅ヶ崎市

## グランドプランの改訂にあたり

グランドプランは平成19年3月に策定され、これまでプランに基づき、市民の皆さま等と協働し、茅ヶ崎海岸・漁港周辺の整備を進めてまいりました。

本来、グランドプランは自然環境や景観の維持・保全を基本理念として検討を重ねてまいりました。このため、新たに外因的な要素が発生したときは、積極的にプランの見直しをしていく必要があります。

県営茅ヶ崎西浜駐車場北側に位置する元茅ヶ崎警察署職員公舎が取り壊され、平成23年3月には、グランドプランで駐車場機能の確保として位置づけのあった県営茅ヶ崎西浜駐車場（以下、旧茅ヶ崎西浜駐車場）が閉鎖されました。

これを受け、グランドプランの趣旨を踏まえながら、海岸利用者のための駐車場を維持し、かつ国道134号南側と一体となり、1次産業の振興の促進の場として、旧茅ヶ崎西浜駐車場及び隣接地を、新たにD地区としてグランドプラン検討対象区域に加え、観光・商業施設、公共公益的な土地利用の誘導を図りたいと考え、同プランを見直しました。

これにより、茅ヶ崎漁港周辺を市民の憩いの場として魅力をさらに高めることになると考えています。

なお、津波対策につきましては、国道134号を超えないと想定されておりましたが、県から示された浸水予測図（素案）によると、これまで以上に被害を及ぼす可能性が明らかとなり、本市にとっても対策を議論しなくてはならない状況です。

今後、県から新たな浸水予測図の成案が示されるので、それに基づき、本市が作成する津波ハザードマップを基に、茅ヶ崎海岸グランドプランにおける津波対策の検討を行ってまいります。

このことを踏まえ、今回の茅ヶ崎海岸グランドプランにつきましては、D地区を編入したプランでの改訂といたします。

平成24年3月

茅ヶ崎市長 服部 信明

## はじめに

本市にとって海岸は、貴重な自然資源であり、観光資源です。海岸から、産業や文化が育ち、今日の「茅ヶ崎」というまちのイメージやブランドが確立されたといっても過言ではありません。

特に、漁港周辺地区は、漁港と海水浴場が隣接し、多くの観光行事や各種イベントが行われ、年間を通して、市民の皆さまの大きな憩いの場所となっています。

その反面、海岸の侵食や海浜植生の減少、海浜の荒廃などにより、昔ながらの海岸の様相が変わりつつあります。このような中、一昨年の本地区におけるマンション開発問題の議論を発端とし、本地区の土地利用のあり方や、自然環境や景観の維持・保全、漁港や漁業振興との連携、観光資源としてのあり方、錯綜する土地利用法規制などの様々な問題が提起されるようになりました。

このような状況において、利害関係者を含め多くの市民の皆さまの意向に沿いながら、海岸を貴重な公共空間として維持活用していくことが行政にとっての緊急の課題となっています。

「茅ヶ崎海岸グランドプラン」は、本地区における今後の土地利用を計画的かつ円滑に進めていくための指針として策定したもので、次世代に伝えるべき将来像を設定し、土地利用の方針を定めるとともに、将来像を実現するために行う段階的な事業方策や推進体制を示しています。

プランの検討にあたりましては、平成18年4月に、市民や関係団体の代表者による「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議」が発足し、関係団体や地権者との協議を行いながら活発な議論を経て、計画案の提言をいただきました。心からお礼を申し上げます。

今後は、誰もが誇れる茅ヶ崎海岸を目指し、本プランの将来像の実現に向け、市民、地権者、関係団体の方々としっかりと連携を図りながら、着実に施策を推進してまいります。市民の皆さまのなご一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成19年3月

茅ヶ崎市長 服部 信明

## 新しい茅ヶ崎海岸のグランドプラン

平成17年11月、フィッシュセンター跡地に14階建てマンション計画が持ち上がりました。これまで私たちが見慣れた茅ヶ崎海岸の景観が変貌する一危機感を覚えた多くの市民がこのマンション建設の反対運動に参加し、その思いは茅ヶ崎市内外にも伝わり、わずか3ヶ月に3万を超える署名が集まりました。

この反対運動を機に、「我々の手で茅ヶ崎海岸の未来を考えよう、あるべき茅ヶ崎海岸の姿を描こう。」という声が多くの人々に届くことになったのです。

平成18年2月25日、マンション業者は、工事を中断し、茅ヶ崎市民が提示するグランドプランの方向性に準じた土地利用を考えるとの英断を下しました。

そして平成18年4月、市民を中心とした「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議」が発足し、8ヶ月の熱い議論を経て、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」を練り上げました。

この茅ヶ崎海岸地域は、観光という視点からは多くの夢が膨らむ反面、海浜侵食問題、災害問題、海浜植生の破壊、法的に矛盾する土地利用など、多くの問題を抱えています。

グランドプラン推進会議では、一气呵成の華やかなリゾート開発案を推進する素見も出されましたが、この地域に関する数々の調査を行い、地権者、住民、長年ここで「業」をたてる人たちとの共感を醸成する中で、“本来の自然環境を取り戻す”という観点に立った長期ビジョンを検討すべきである、という総意を得るに至りました。それには「一定の時間軸が、茅ヶ崎海岸を再生するためには必要である」という結論にたどり着いたのです。

大地に落ちた一滴の水が川となって海に流れ着き、やがて空に昇り、雲となって再び大地を潤すように、地球上では全てが自然の摂理に基づいて循環しています。私たちも長期的な視点に立って茅ヶ崎海岸の将来を考えるべきであると考え、20年というタイムスパンを想定しました。

このグランドプランは、市民と地権者等及び行政の三位一体の中で作り上げられた、茅ヶ崎海岸のマスタープランとなるものであります。

議会の声や関連する上位計画などと合流して「茅ヶ崎海岸グランドプラン」は、今後、「美しい茅ヶ崎」、「誇りと思える茅ヶ崎」の創造のための一助となることを確信するものであります。

また、海岸だけの問題ではなく、このグランドプランをきっかけに、この精神や方法が各分野にひろがり、茅ヶ崎市の発展に貢献していくことを期待します。

茅ヶ崎を愛するみなさんとともに、新しい茅ヶ崎海岸のグランドプランの実現に向かって、取り組んでいきましょう。

平成19年1月15日

茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議

# 目次

I.	プラン策定の趣旨	1
1	グランドプラン検討の背景	2
(1)	地区の状況	2
(2)	高層マンション建設の計画	2
(3)	国有地の払い下げ	3
2	グランドプラン策定の目的	3
3	グランドプランの位置づけ	4
4	グランドプランの検討の範囲と計画の期間	5
(1)	計画の範囲	5
(2)	計画の期間	5
II.	現状・課題	6
1	法規制の整序	7
2	防災・海岸侵食	8
3	建築物等の制限	9
4	地区景観の創出	10
5	国有地払い下げ及び県有地への対応	11
6	交通問題	12
7	空間づくりを持続する体制づくり	12
III.	理念・将来像	13
1	将来像と将来像実現のためのプロセス	14
2	土地利用（空間づくり）の理念	15
(1)	土地利用（空間づくり）の理念	15
(2)	土地利用（空間づくり）の将来イメージ	16
3	土地利用方針	18
(1)	土地利用の基本的な考え方	18
(2)	土地利用方針	19
IV.	個別方針	20
IV— 1	緑・自然環境保全の方針	21
1	緑・自然環境保全方針の体系	22
2	緑・自然環境保全の方針	23
(1)	基本方針	23
(2)	緑・自然環境保全の方策	24
3	主要事業	26
IV— 2	景観形成の方針	27
1	景観形成方針の体系	28
2	景観形成の方針	29
(1)	基本的な考え方	29
(2)	基本方針	30
(3)	景観形成の方針	30
3	主要事業	32
IV— 3	安全・安心な空間づくりの方針	33
1	安全・安心な空間づくりの方針	34

(1) 基本方針.....	34
(2) 安全・安心な空間づくりの基本方針.....	34
2 主要事業.....	35
<b>IV— 4 交通ネットワークの方針.....</b>	<b>36</b>
1 交通ネットワーク方針の体系.....	37
2 基本方針.....	38
3 道路ネットワークのあり方.....	39
(1) 基本方針.....	39
(2) 道路ネットワークの形成方針.....	39
4 駐車場整備のあり方.....	41
(1) 基本方針.....	41
(2) 基本的な考え方.....	41
(3) 駐車場の配置方針.....	41
5 歩行者動線のあり方.....	43
(1) 基本方針.....	43
(2) 基本的な考え方.....	43
(3) 整備方針.....	44
6 自転車動線のあり方.....	46
(1) 基本方針.....	46
(2) 基本的な考え方.....	46
(3) 整備方針.....	46
(4) レンタサイクルの運営のあり方.....	47
7 海岸と中心市街地の広域交通ネットワーク.....	48
(1) 基本方針.....	48
(2) 基本的な考え方.....	48
(3) 整備方針.....	48
8 主要事業.....	49
<b>V. 将来像実現のための方策.....</b>	<b>50</b>
1 グランドプラン推進のための施策の体系.....	51
2 事業推進体制.....	52
(1) 推進体制.....	52
3 事業推進プログラム.....	54
(1) 事業プログラムの考え方.....	54
(2) 事業主体の考え方.....	54
(3) 将来像実現のためのリーディングプロジェクト.....	54
(4) 事業費.....	54
(5) 事業推進プログラム.....	55
<b>参考資料.....</b>	<b>57</b>
(参考資料) グランドプラン提言の検討体制	
(参考資料) 茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議委員名簿	
(パブリックコメント実施結果)	

# I . プラン策定の趣旨

# I プラン策定の趣旨

## 1 グランドプラン検討の背景

### (1) 地区の状況

茅ヶ崎漁港周辺地区は、江戸時代より地引き網等を主とした漁業関係者による網干場や道具を置く倉庫、魚の加工のための建築物が設置され、昭和16年頃から次第に、これらの施設の一部が仕事場から住宅等に変化してきました。

また、大正14年に海水浴場が開設し、昭和10年には湘南遊歩道が整備され、海水浴場客等観光的にも賑わう地区となり、さらに、昭和38年に魚市場関係者を中心に、魚市場と直結した土産品の販売や飲食店としてフィッシュセンターが開店したことにより、本地区は、漁業と一体となった茅ヶ崎市の代表的な観光資源となりました。

また、海岸線からみる眺望は「関東の富士見百景(国土交通省所管)」にも選出されるなど、「富士山」「箱根・丹沢の稜線」「松林」「砂浜」「海水面」等の古くから守られてきた景観上も重要な地域でもあります。

土地利用の状況は、海岸保全区域及び漁港区域に指定されていることから、砂浜は海水浴場や浜降祭等のイベント会場として利用されるとともに、漁港を背景として漁業・観光の振興が図られています。一方、都市計画では市街化調整区域を除いて第一種住居地域が指定されており、海岸保全区域内に住宅、店舗、ホテル等が立地しています。

### (2) 高層マンション建設の計画

海岸保全と都市的土地利用の促進という土地利用規制が重複し、国有地(海岸)と民地が混在している問題を抱える状況下において、平成17年に旧フィッシュセンター跡地が民間開発事業者に売却され、14階建て高層マンションの開発許可、建築確認申請が行われ、工事の一部が着工されました。

市民のみならず市外から訪れる多くの人々にとっても貴重な財産である海岸の自然環境や、海岸、富士山等の眺望景観に大きな影響を与え、地域が持つ魅力ある公共空間が損失することを危惧した市民、関係団体等は、高層建築物に対し地区計画の早期施行を求めるために平成17年12月から平成18年2月にかけて3万人以上の署名を集める運動を行いました。

また、市議会でも計画地の買い上げを求める請願の採択を行うとともに、行政による民間開発事業者との継続的な協議が行なわれました。

市長より諮問を受けた茅ヶ崎市景観まちづくり審議会では、建設予定地が本市の良好な景観の形成に重要な地区であり、予定されている建築物の高さが、この地域の景観に与える影響が甚大であるとの認識に基づき、バルーン実験による高さの検証を行いました。

その結果、湘南海岸から富士山を主対象とした眺望景観において、本建設予定地もその対象場として眺望景観を構成する要素のひとつとして確認され、マンション建設計画における建築物の高さは重要景観要素を著しく阻害するものと予測され、建設予定地一体が多くの市民の憩いの場であることから、平成18年2月、審議会は、市長に対し予定される建築物の高さについて是正する勧告を行うこと等の答申を行いました。

以上のような活動、働きかけが行われた結果、平成18年2月に民間開発事業者よ



りマンション建設計画の中断が表明され、事業者は、これから検討される茅ヶ崎海岸グランドプラン（以下、「グランドプラン」という。）にあわせた新たな土地利用を検討することとなりました。

さらに、平成18年3月には茅ヶ崎漁港地区地区計画が決定され、地域特性を踏まえた望ましい土地利用に向けた建築物の制限、土地利用の規制・誘導が進められつつあります。

### （3）国有地の払い下げ

本地区は、海浜という特性から、国有地が多く部分を占めています。

昭和59年に当時の大蔵省関東財務局による公共財産実施監査が行われ、昭和61年には当時の大蔵省理財局長より「住宅、工場等の建物敷地として占使用されている等で、その使用目的・立地条件等の現況からみて、用途廃止のうえ引継ぎの処理促進を図る必要がある。」という考えが示されました。

平成5年に神奈川県及び水産庁は、大蔵省に対して「漁港修築事業との整合性を図りながら、土地利用の検討を進めていきたい。」という意向を示し、平成7～8年には、市は、「漁港修築事業及び海岸環境整備事業、国道134号の拡幅の事業の整合性を図りながら土地利用の検討を進めていきたい。」という意向を示しました。これら市の意向を受け、水産庁及び神奈川県からは、「公共性としての機能が失われつつあり、用途廃止して、個々の占有者に払い下げて行きたいと。」の方針が示された。

また、市は、平成12年には茅ヶ崎海岸国有地（南湖四丁目国道134号南側地区）の占有者に対するアンケート調査等を行い、これらの経過を経て、平成13年に、市の方針として、国有地の占有地区について払い下げにより解決することとなり、現在、平成21年度からの払い下げに向けた調整が進められています。

## 2 グランドプラン策定の目的

本地区は、新総合計画後期基本計画やちがさき都市マスタープランにおいて観光資源としての活用やふれあいを育む交流拠点に位置づけられ、多くの観光客を誘致し、交流を高める地域としての土地利用方針が示されています。

しかしながら、本地区は、旧フィッシュセンター跡地の土地利用のあり方をはじめ、自然環境や景観の維持・保全のあり方、漁港や漁業振興との連携、錯綜する土地利用、法規制の整序など、様々な課題を有しています。

また、本地区には、現在、様々な事業を展開、計画している地権者や国有地を占有している人々、海岸を占有している海水浴場組合等様々な利害関係者が長い歴史を背景に継続的な営みを行っています。

このように刻々と変化する現実の中で、利害関係者を含め多くの市民の意向に沿いながら、海岸を貴重な公共空間として維持活用していくことが市民及び行政にとっての緊急の課題となっています。

グランドプランは、このような茅ヶ崎漁港周辺地区の今後の土地利用を計画的かつ円滑に進めていくための指針を定めることを目的に策定するものです。

グランドプランの検討にあたりましては、平成18年4月に、市民による「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議」が発足し、関係団体や地権者と連携を行いながら計画素案の検討が行われました。

本グランドプランは、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議の提言を基本に、茅ヶ崎市が策定したものです。

グランドプランは、本地区の現状と課題を的確に把握し、これらの課題解決に向けた検討を行うとともに、次世代に伝えるべき理想とする将来像を設定し、これを段階的に実現していくための事業方策や推進体制を示します。

### 3 グランドプランの位置づけ

グランドプランは、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議の提言を基本に、市が、地権者、市民、関係団体及び関係行政機関との意見・意向を調整し、技術的かつ財政的な検討を行い、行政の土地利用計画として位置づけるものです。今後は、平成13年に策定した漁港区域整備基本構想との調整を行うとともに、各分野の行政計画の見直しや新たな計画策定の時期に合わせて、グランドプランの内容との整合を図っていきます。

近年、海岸法の改正や景観法の施行に伴い、海岸地域における自然環境の保全、魅力ある景観形成の重要性があらためて認識されています。

グランドプランは、茅ヶ崎漁港周辺地区の将来像や今後の土地利用等の方向を地権者、市民及び行政の共通認識として共有し、地区の整備及び保全について、協働で進める指針として位置づけます。

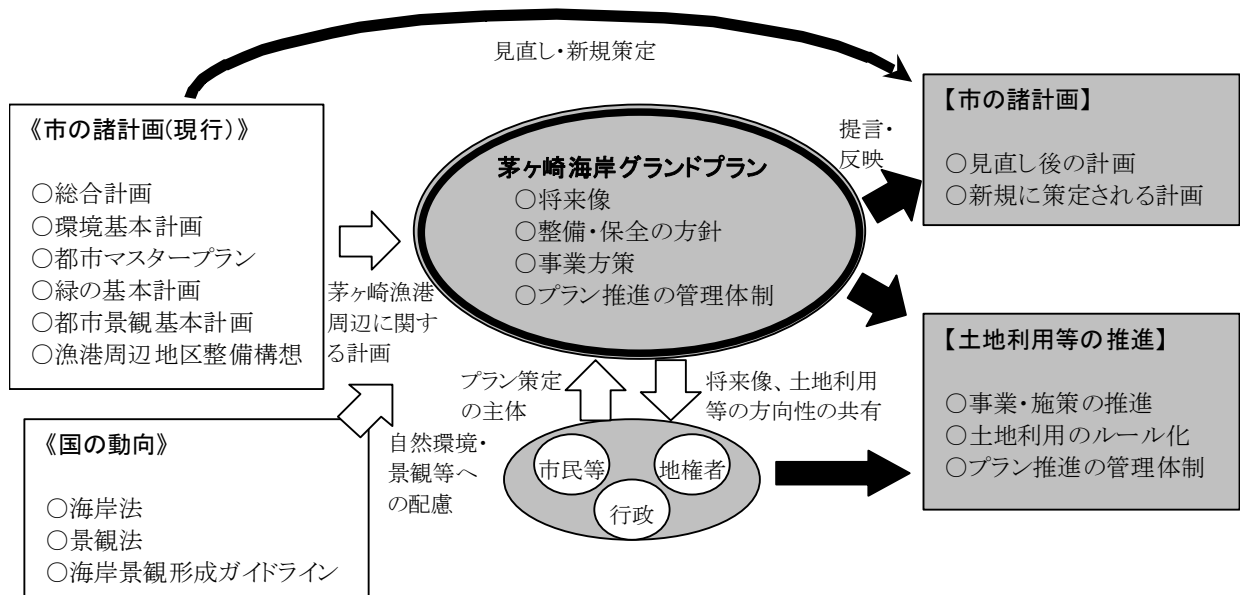


図 茅ヶ崎海岸グランドプランの位置づけの概念

グランドプラン : grand plan 大きな枠組みを持った総合的な計画

## 4 グランドプランの検討の範囲と計画の期間

### (1) 計画の範囲

グランドプランの検討対象範囲は、茅ヶ崎市中海岸三丁目、中海岸四丁目、南湖四丁目、南湖六丁目のうち下図に示す約12.8haとします。

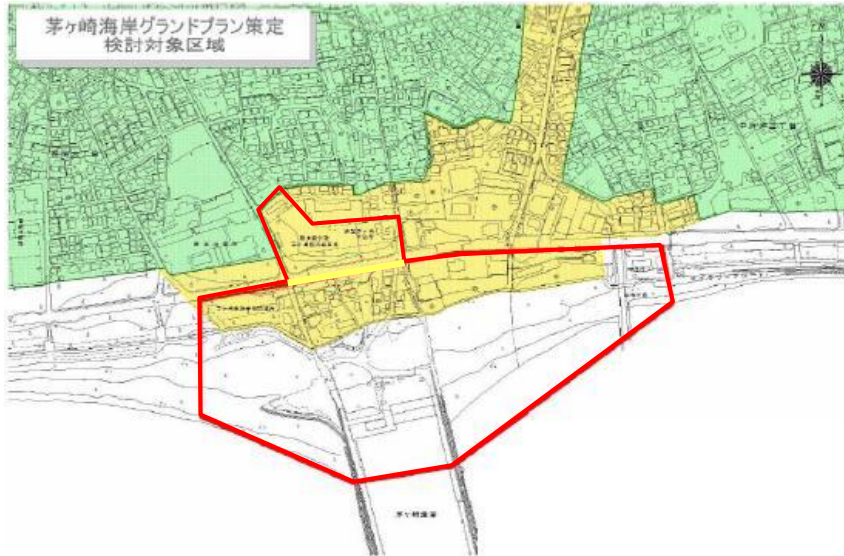


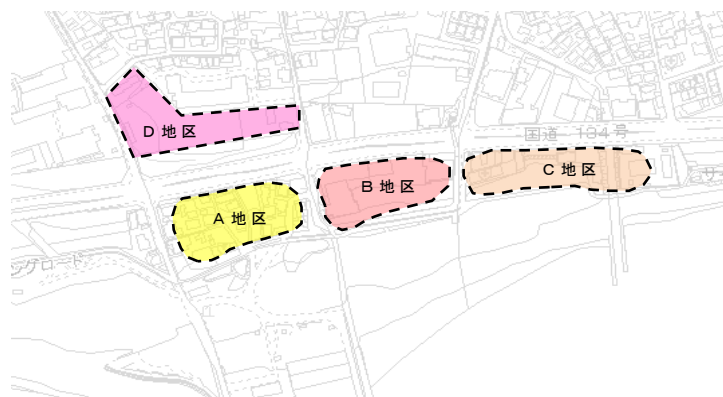
図 茅ヶ崎海岸グランドプランの検討対象区域

### (2) 計画の期間

グランドプランは、本地区の理想とする将来像を示し、将来像を実現するために行う20年間の段階的な方策を示します。

#### (注) 地区の名称について

- ・ A地区：南湖四丁目の国道南側  
(茅ヶ崎漁港地区地区計画のA地区)
- ・ B地区：中海岸四丁目の国道南側  
(茅ヶ崎漁港地区地区計画のB地区)
- ・ C地区：中海岸三丁目の国道南側
- ・ D地区：南湖四丁目の国道北側  
(地区計画予定地区)



## Ⅱ. 現状・課題

## Ⅱ 現状・課題

本地区について、様々な視点から現状と課題を整理します。

### 1 法規制の整序

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本検討対象区域には、「海岸保全区域」「漁港区域」及び「都市計画（地区計画、都市計画公園等）」による土地利用に関する法規制が重複指定されている。</li> <li>○「海岸保全区域」は、区域全体及び周辺の海岸部が指定されており、海岸の保全と自然災害等を防止する区域として位置づけられている。</li> <li>○「漁港区域」は、漁港を中心として区域全体が位置づけられており、漁業を振興するための施設や漁業従事者の居住施設等の立地が可能である。（国有海浜地の占用については、堅固な建築物や国、地方自治体以外の者による半永久以上の工作物は不適当とされている。）</li> <li>○「都市計画」では国道134号南側～サイクリング道路間の区域では用途地域（第一種住居地域）に指定されており、市街化を計画的に促進するとして位置づけられている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「海岸保全」「産業振興」「市街化促進」の3つの多様な土地利用の方向性を持つ法規制が重複指定されている区域（国道134号南側～サイクリング道路間）の将来像を明確にする必要がある。</li> <li>◆将来像に基づき、土地利用を規制・誘導していく方策（法的規制）のあり方を検討し、法規制相互の整合を図る必要がある。</li> </ul>

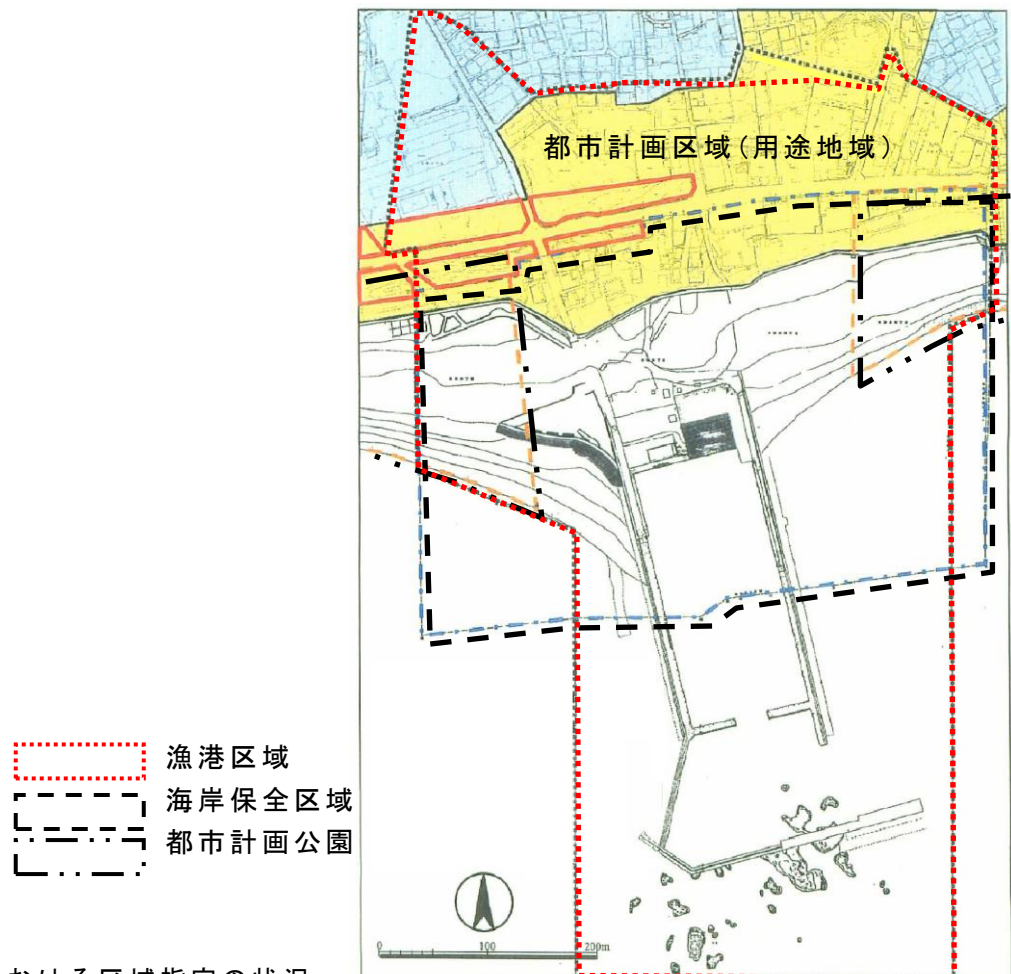


図 当該地区における区域指定の状況

## 2 防災・海岸侵食

現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地形的に波高が高くなりやすいところである。</li> <li>○海水浴客等海岸利用者が一時避難できるような施設がない。</li> <li>○砂浜が侵食のために年々減少しており、今後も同様な傾向が続くと予想される。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自然の恩恵も受けるが、被害も受けるというバランスの中で土地利用を考える必要がある。</li> <li>◆海岸保全区域としての制限のなかで、津波対策としての防護施設や土地利用を考える必要がある。</li> <li>◆海岸の景観保全を前提に必要最低限の避難所や避難路等の確保が必要である。</li> </ul>



図 海岸侵食の様子（1967～1988）

出典）国土地理院撮影の空中写真（1967年（米軍撮影）、1977年、1988年撮影）

### 3 建築物等の制限

現況	<p>○茅ヶ崎海岸地区地区計画では、A地区において12mの建築物の高さ制限が設定されており、低層系の土地利用の方向性が定められているが、B地区には高さ制限がない。</p> <p>○本地区は、茅ヶ崎海岸から富士山や箱根・丹沢の稜線等の「関東の富士見百景」にも選出される風光明媚な眺望を有しており、これを保全するため、高層マンションの建設計画に反対する市民の活動を発端に本グランドプランの策定に至った経緯がある。</p> <p>○地区計画において、B地区の土地利用の方針は、ふれあいを育む交流拠点として商業施設、宿泊施設等の立地を保全・誘導する市街地形成が設定されている。</p>
課題	<p>◆区域の将来像、連続する茅ヶ崎海岸や周辺地域の土地利用の状況に配慮しつつ、区域全体における建築物の高さやボリュームのあり方、良好な景観の視点場*の確保等について検討する必要がある。</p> <p>◆「富士山」「箱根・丹沢の稜線」「松林」「砂浜」「海水面」等の茅ヶ崎海岸の古くから守られてきた景観は次世代に継承していくことが責務であり、そのため、区域の特性に合った適正な建築物の高さ制限を検討する必要がある。</p> <p>◆D地区においては、国道134号沿線の景観や周辺住宅地に配慮した建築物の高さ制限を検討する必要がある。</p>



図 マンション工事中断当時の旧フィッシュセンター跡地

図 東海岸歩道橋からの遠景  
(道路奥左側に建っているのが、B地区に立地するホテル)



視点場：視点（景観を眺める人）が位置する場所。

#### 4 地区景観の創出

現況	<p>○国道134号沿道や漁港後背地の漁業従事者等の住宅地等に建築物が分布しているが、建築物に対する統一したコンセプト*やデザイン化がなされていない。</p> <p>○国道134号沿道には、個店でデザインに工夫を凝らした店舗の立地が見られる。</p> <p>○市営中海岸プールは、老朽化が著しく、海岸侵食による被害も出ている。また、海の家についても、侵食対策や景観上の問題も指摘されている。</p>
課題	<p>◆海岸の守るべき自然環境を考慮するとともに、ふれあいを育む交流拠点の位置づけにふさわしい景観形成のあり方を検討し、統一したコンセプトやデザイン化の方向性を定める必要がある。</p> <p>◆建築物等について、統一したコンセプトに基づき、建築物等の景観形成の基準を定め、適切に誘導していく必要がある。さらに、建築物等の高さの制限と併せて区域内の良好な地区の景観を創出していく必要がある。</p> <p>◆（通称）お祭り広場のあり方について、景観や自然環境保全の視点からの検討が必要である。</p>



図 お祭り広場（左）とお祭り広場からB地区を望む（右）

コンセプト：concept。概念。考え。



## 5 国有地払い下げ及び県有地への対応

現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁港区域、海岸保全区域に指定されている区域内の国有地には、漁業従事者等の住宅、店舗・船宿、倉庫等が立地している。</li> <li>○国有地を占用する土地利用形態に対処するため、平成21年から占用者に対して国有地が払い下げられる予定である。</li> <li>○平成21年からの払い下げを目処に、平成19～20年度に上下水道工事を、20～21年度で道路整備工事を行う予定になっている。</li> <li>○払い下げられた土地が民間所有地になり、自由な土地取引等によって、漁業振興等を主体としていた土地利用が変化していくこと等が懸念される。</li> <li>○国道134号北側の元警察署職員公舎が取り壊され、県営茅ヶ崎西浜駐車場が閉鎖されました。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆漁港の背後地について、法規制や漁港、海岸管理者等の考え方を踏まえ、将来の土地利用の方向性や漁業・観光振興との連携のあり方を検討する必要がある。</li> <li>◆国有地の払い下げに伴う土地の転売等により、当該地区が無秩序な土地利用とならないように土地利用調整を行う必要がある。</li> <li>◆D地区について、海岸利用者の駐車場機能を維持するような土地利用調整を行う必要がある。</li> </ul>



図 お祭り広場からA地区(払い下げ予定地)を望む

## 6 交通問題

現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティバスが運行されているが、本検討対象区域への公共交通アクセスは十分とは言えない状況にある。</li> <li>○国道134号は、4車線化の工事が行われており、本地区周辺の交通渋滞解消が期待される。</li> <li>○近隣には旧茅ヶ崎西浜駐車場等があったが、区域内に一部違法駐車が見られた。</li> <li>○漁港西側の砂浜は、漁業従事者等の海浜利用者の駐車場に使われている。</li> <li>○海浜部には浜辺に平行してサイクリング道路が設置されている。以前には自転車のレンタルなどのサービスが行われていた。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共交通のアクセス向上、適正位置・規模の駐車場の確保を行っていく必要がある。</li> <li>◆環境に優しく、茅ヶ崎の特性を活かした自転車交通の活用について検討する必要がある。</li> </ul>

## 7 空間づくりを持続する体制づくり

現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年、環境問題や自然の維持保全に関して、市民の意識は高まってきている。</li> <li>○行政のスリム化を図るとともに、官民協働のまちづくりが進められることから、市民やNPO、地域ボランティア等による自然保護活動や公園・緑地の維持管理が全国各地で行われつつある。また、トラスト*制度等を活用した緑地確保も各地で見られている。</li> <li>○茅ヶ崎海岸グランドプランは、市民等が主体となって策定作業が行われている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆プランの策定に留まらず、今後の空間づくりを主体となって進めていく組織づくり、事業の管理運営及び評価する体制のあり方を検討する必要がある。</li> <li>◆グランドプランが目指す概ね将来像に向けて空間づくりを計画的に持続していく必要がある。</li> </ul>

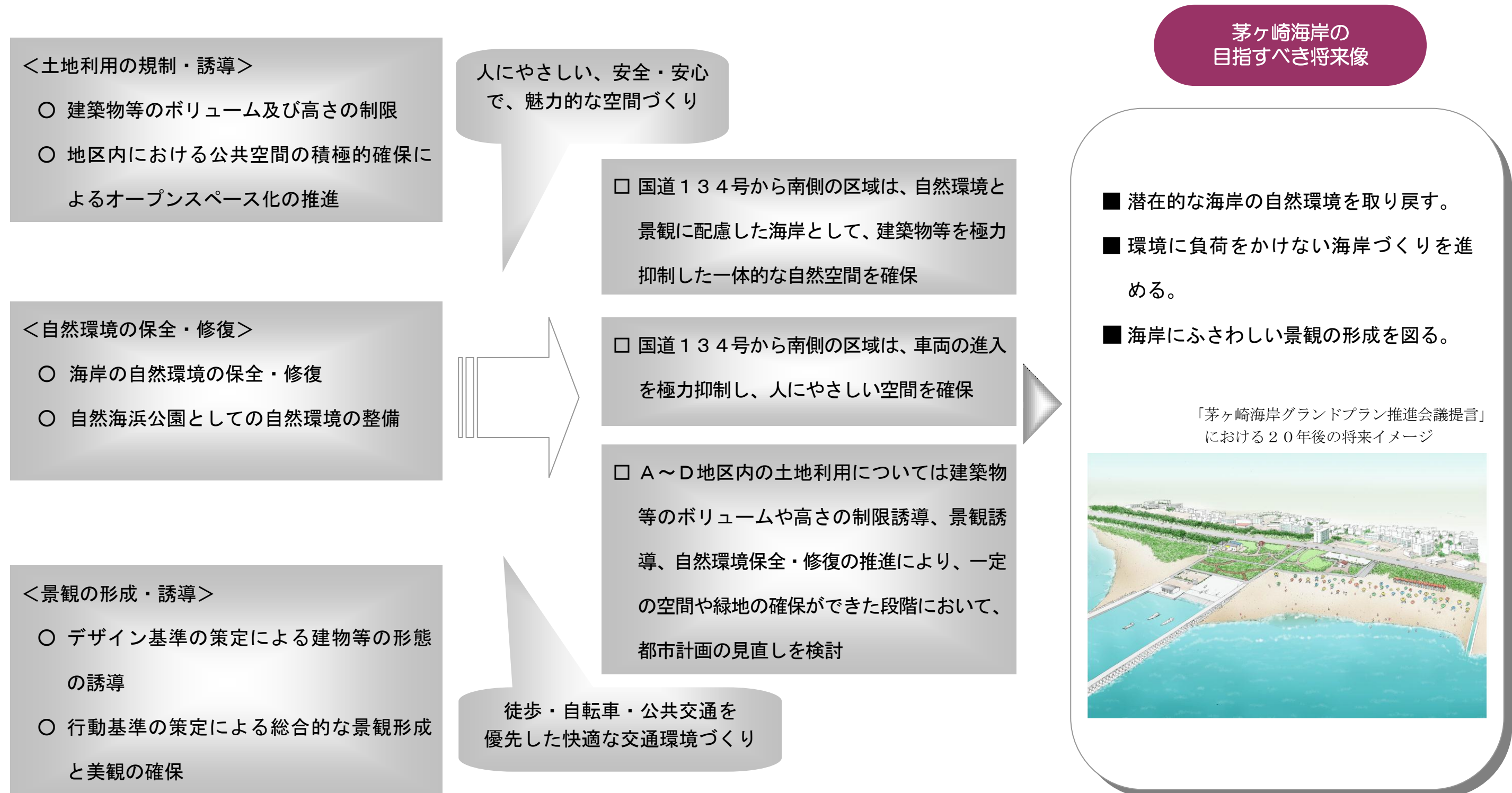
トラスト：trust。広く寄付を募り、土地や建物を取得することにより、優れた自然や貴重な歴史的環境を共有の財産として後世に残そうとする市民主体の運動。

## Ⅲ. 理念·将来像

### Ⅲ 理念・将来像

#### 1 将来像と将来像実現のためのプロセス

適切な土地利用の誘導、海岸にふさわしい自然環境や景観の形成、安全・安心な空間づくり等、各種方策について計画的かつ段階的に推進し、茅ヶ崎海岸の目指すべき将来像の実現を図ります。



## 2 土地利用（空間づくり）の理念

グランドプランのベースとなる土地利用（空間づくり）の理念を示します。

### （1）土地利用（空間づくり）の理念

#### 茅ヶ崎海岸グランドプラン 《土地利用（空間づくり）の理念》

1. 自然環境再生・景観の修復
2. ふれあう・安らぐ・楽しむ
3. 地域文化の伝承

「自然環境再生・景観の修復」とは、

茅ヶ崎海岸を特徴づける広い砂浜や、海岸の生態系、海岸の環境を形成する植生などの貴重な資源を守り育てるとともに、失われつつある海岸の豊かな自然環境と自然空間の再生・修復を図り、市民の共有財産である海浜づくりを目指すものです。

「ふれあう・安らぐ・楽しむ」とは、

茅ヶ崎市民や茅ヶ崎海岸を訪れる人々が、様々なマリンレジャーや海岸でのイベントを体験することにより、それらを通して人々の交流が育まれることです。さらに、子供から高齢者まで、誰もが快適で安全な時間を享受できるアメニティ\*空間の海浜づくりを目指すものです。

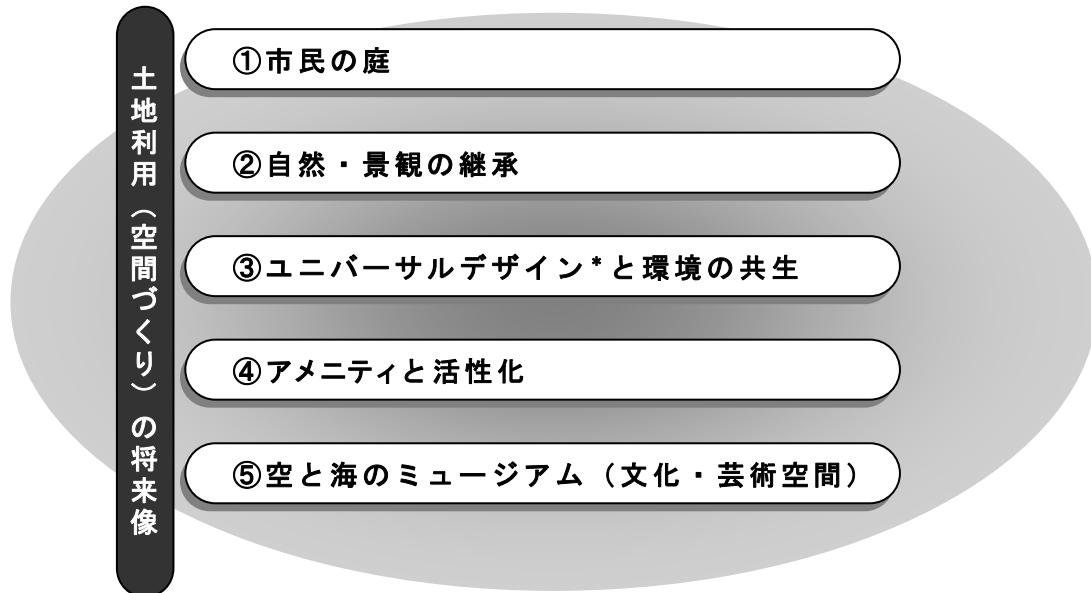
「地域文化の伝承」とは、

浜降祭などの茅ヶ崎市を代表する文化、人々の営みを支えてきた漁業、さらには全国へ発信されている湘南サウンド等、茅ヶ崎で生まれ育った貴重な地域文化の伝承の場となる海浜づくりを目指すものです。

アメニティ：amenity。心地よさ、快適さ。

(2) 土地利用（空間づくり）の将来イメージ

土地利用（空間づくり）の理念の達成を目指して進めていく「土地利用（空間づくり）の将来イメージ」を示します。



土地利用（空間づくり） の5つの将来像	将来像のイメージ
①市民の庭	自然なたたずまいを尊重する意識を育み、市民が主体になって、市民の庭のように親しみやすく、ほのぼのとした海浜空間づくりを進める。
②自然・景観の継承	砂浜や海浜植生の再生、美しい浜辺や遠景の眺望景観を維持し、次世代に継承する。
③ユニバーサルデザイン と環境の共生	人にやさしいデザインと、環境に負荷のない海浜を創造していく。
④アメニティと活性化	魅力ある資源を活用し、心地よいしつらえで、訪れる人々もやすらげ、楽しめる空間を創造する。
⑤空と海のミュージアム （文化・芸術空間）	広々とした海浜空間を文化・芸術空間ととらえ、地域文化の継承や人々の文化交流を育む。

ユニバーサルデザイン：universal design。文化や言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設、製品、デザイン。

## 《土地利用(空間づくり)のイメージ》



### 市民の庭



- 広い砂浜が庭となり、市民や訪れる人を‘ほっ’とした気分させます。
- 家族や恋人、仲間同士が豊かな自然環境の中で憩いの時間を過ごします。

### 自然・景観の継承



- ハマヒルガオ等の海岸植物が茅ヶ崎海岸の自然空間を演出します。
- 「えぼし岩」をシンボルに、美しい海が広がります。



- 海岸に立てば茅ヶ崎ならではのすばらしい景観が望めます。

### ユニバーサルデザインと環境の共生



- 海岸全体がユニバーサルデザイン化され、お年寄りや子どもたち、誰もが安心して利用できる海浜空間となっています。
- 自然や景観に配慮されたシンプルなしつらえで、環境と共生した空間が創造されています。

### アメニティと活性化



- 交流拠点となる施設では多くの人々が訪れ、賑やかな交流の場がうまれます。
- 湘南祭をはじめとする各種イベントで茅ヶ崎市民と来訪者等、人々の交流が生まれます
- 海岸ではサーフィンやビーチサッカー等数多くの人々が賑やかに活動しています。

### 空と海のミュージアム(文化・芸術空間)



- 雄大な空と海に恵まれたこの空間はまさしく「海と空のミュージアム」の名にふさわしい空間です。ここで浜降祭や地引網などの文化、伝統が継承されるとともに海そのものを会場とした様々なイベントが開催されています。

### 3. 土地利用方針

#### (1) 土地利用の基本的な考え方

グランドプランでは、国道134号から南側の区域は、建築物等を極力抑制し、自然環境と景観形成に配慮した海岸として、一体的な自然空間の確保を目指すものとし、地区の実状にあわせ段階的な土地利用方針を進めます。国道134号北側に位置するD地区には、民間活力を導入し、観光・商業・市場施設や公園等の公共・公益的な土地利用を進めます。

- 長期的な将来を見据え、建築物等の建築が可能な土地利用については、できる限り建築物等のボリュームを抑え、敷地内のオープンスペース\*の確保及び緑化を促進します。
- 土地利用ゾーニングの基本的な考え方は次のとおりとします。
  - ①サイクリング道路の南側、砂浜を中心とするゾーンは、自然環境を保全していくこととし、必要以上に手をかけない土地利用を図ります。
  - ②国道134号南側沿道からサイクリング道路に至るゾーンは、建築物等の建築が可能なゾーンであり、建築物等の高さ制限がない地区については、新たに高さ制限等により建築物のボリュームを抑制します。
  - ③A地区における未占有地の確保や土地所有者が売却する際の事前協議等の実施により、オープンスペースの確保や緑地化を目指します。
- 土地利用（空間づくり）の推進によって、一定の空間や緑地を確保するなどして、段階的将来像にあった都市計画等の見直しを検討していくものとします。

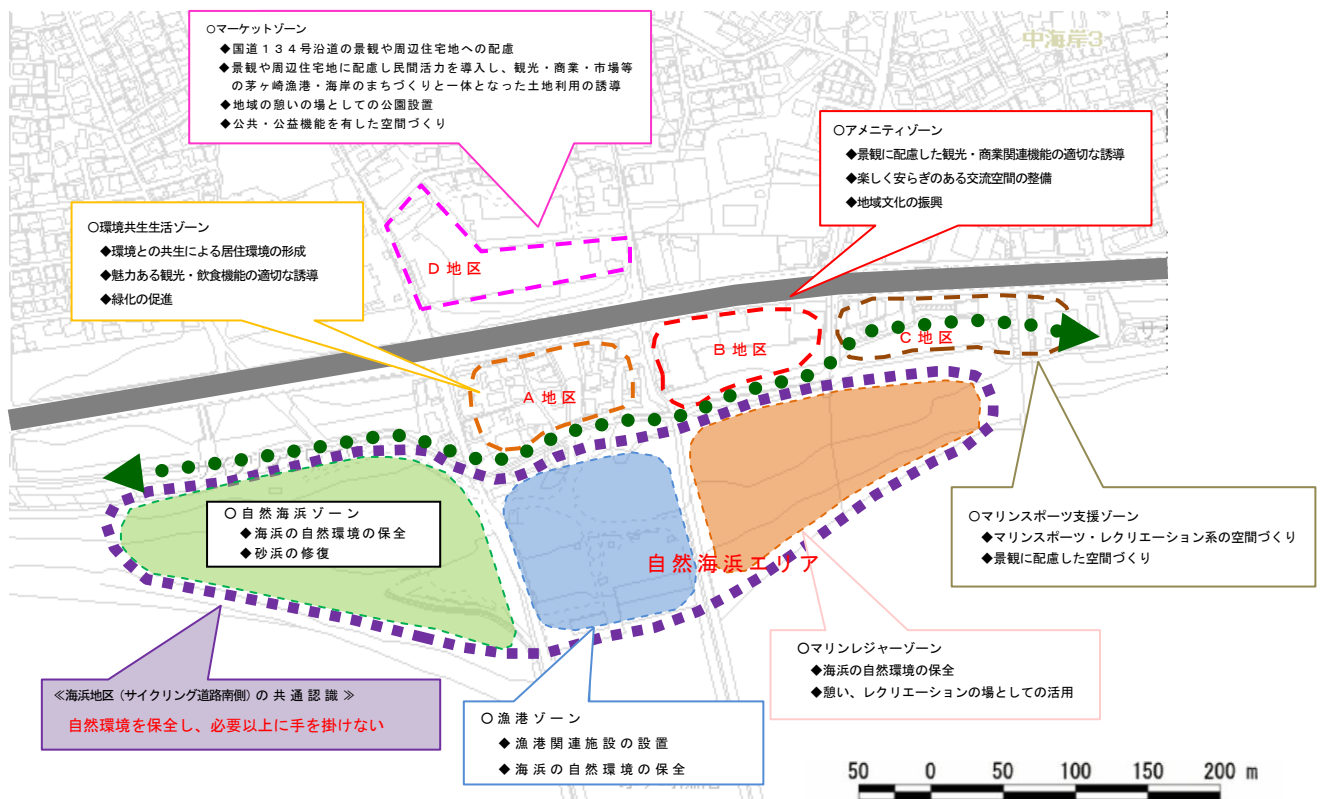


図 グランドプラン 当面の土地利用ゾーニング

オープンスペース： open space。交通や建物など特定の用途によって占有されない空地を空地のまま存続させることを目的に確保した土地



## (2) 土地利用方針

グランドプランでは、国道134号から南側の区域は、将来的には自然環境と景観形成に配慮した海岸として一体的な自然空間の確保を目指すものとし、また、国道134号北側の区域は、茅ヶ崎漁港・海岸のまちづくりと一体となり、民間活力を導入し、観光・商業・市場施設や公園等の公共・公益的な土地利用を進め、当面の土地利用ゾーニングを次のように位置付けます。

地区	ゾーン	土地利用の方針
海浜地区	自然海浜ゾーン (茅ヶ崎漁港より西側)	○海浜の自然環境の保全 ○砂浜の修復
	マリンレジャーゾーン (茅ヶ崎漁港より東側)	○海浜の自然環境の保全 ○憩い、レクリエーションの場としての活用
	漁港ゾーン	○漁港関連施設の設置 ○海浜の自然環境の保全
A地区	環境共生生活ゾーン	○環境との共生による居住環境の形成 ○魅力ある観光・飲食機能の適切な誘導 ○緑化の促進
B地区	アメニティゾーン	○景観に配慮した観光・商業関連機能の適切な誘導 ○美しくやすらぎのある交流空間の整備 ○地域文化の振興
C地区	マリンスポーツ支援ゾーン	○マリンスポーツ、レクリエーション系の空間づくり ○景観に配慮した空間づくり
D地区	マーケットゾーン	○国道134号沿道の景観や周辺住宅地への配慮 ○民間活力を導入し、観光・商業・市場等の茅ヶ崎漁港・海岸のまちづくりと一体となった土地利用の誘導 ○地域の憩いの場としての公園設置 ○公共・公益機能を有した空間づくり

## **IV. 個別方針**

## **IV—1. 緑・自然環境保全の方針**

# 1 緑・自然環境保全方針の体系

## 1 本地区の緑・自然環境の現状

### (1) 海岸動植物

- 茅ヶ崎海岸はクロマツ林が連続した緑の軸を形成し、良好な自然環境を有しているが、クロマツ自体は植林であり、茅ヶ崎海岸本来の植生ではない。
- 本地区は、湘南海岸の中でも植物種、群落面積ともに少ない地区である。
- 海の家建設や海水浴客、車の乗り入れ等による踏みつけ、サイクリング道路の建設により海浜植生は著しく破壊されている。
- 海浜植生を保全するためには、海岸を「保全する区域」と「レクリエーションに活用する区域」と分離することが課題である。
- また、多くの種類の海浜植物を守っていくためには、苗場の確保が必要である。
- 茅ヶ崎海岸に生息する動植物には多くの絶滅危惧種が含まれている。

### (2) 茅ヶ崎海岸の海岸地形等

- 茅ヶ崎海岸は、砂浜が連続した自然の軸を形成している。
- 茅ヶ崎海岸は、相模川からの土砂の減少等により、海岸そのものが減少している。
- 特に、本地区においては茅ヶ崎漁港東側の海岸侵食が著しく進んでいる。
- 海岸の侵食は、海岸に生息する植物にも大きな影響を与えるため、自然環境保全の面から早急な対応が課題である。

### (3) 茅ヶ崎海岸の生活環境等

- 生活雑排水の混入により、海岸の水質が悪化している。
- 砂浜が汚く、荒廃している感じがする。(アンケート結果)

### ◆自然海浜公園のイメージ



海岸植物の群生



自然観察路



人工物のない海岸



海岸でのイベント

## 2 緑・自然環境保全の基本的な考え方

### (1) これまでの海岸づくりの問題点

- 海岸レクリエーションや漁港としての機能の整備に重点を置き、自然環境保全の対策が配慮されていなかった。
- 自然環境の保全・再生について、長期的な視点に立った具体的な方策が十分でなかった。

### (2) 本地区の緑・自然環境保全のコンセプトと基本的な考え方

- (1) 自然環境を保全するとともに、失われた砂浜の修復、海浜植生の修復によって海岸の自然環境を創出する。
- (2) 本来の茅ヶ崎海岸の潜在的な自然環境が豊かな空間をつくり、人々が集う自然とふれ合う・やすらぐ・楽しむ場として活用する。

### <基本的な考え方>

- ① 砂浜の保全・修復とレクリエーション利用の促進
- ② 潜在自然植生の保全・修復
- ③ 自然環境に負荷のかからない景観形成、土地利用等の誘導
- ④ アクションコードに基づいた自然環境との共存
- ⑤ 自然環境の維持・管理を持続する組織・体制づくり

## 3 緑・自然環境保全の方策

### ◆本地区における緑・自然環境保全の方策

- 自然海浜の保全
- 土地利用・交通・景観等における自然海浜公園との融合性の確保
- 緑・自然環境保全のためのアクションコード（行動基準）の設置と運用

### (1) 自然海浜公園づくり

本来の茅ヶ崎海岸の自然を保全し、自然の魅力の中に人々が集まり、共生する 自然海浜公園づくり

- ① 「自然保全区域」と「レクリエーション活用区域」の設定
  - ・自然保全区域：自然環境の修復、維持、保全
  - ・レクリエーション活用区域：自然環境に負荷をかけない範囲での砂浜の活用（海水浴、マリンスポーツ、散策等）
- ② 海浜植生群落の確保
  - ・漁港北側、サイクリング道路南側への海浜植生群落地帯の創出
  - ・サイクリング道路、ボードウォーク沿いの海浜植生による砂草ゾーンの創出
- ③ 散策路の設置
  - ・自然海浜公園内通路としての整備（サイクリング道路、遊歩道）
  - ・漁港西側におけるボードウォークの散策路設置
- ④ 海岸線、砂浜の保全
  - ・海岸線や砂浜の現状維持のため、海岸侵食防止事業の推進とその取り組みに対する関係機関への要望

### (2) 自然海浜公園との融合性の確保

- ① A～C地区における土地利用と建築物の規制、誘導
  - ・自然海浜公園の持つ自然環境と一体性のある土地利用の誘導
  - ・各所有地における緑化の促進
  - ・自然海浜公園に調和した建築物等人工構造物の高さとボリュームの抑制、自然景観に配慮した外観形成の誘導
  - ・自然植生や海中生物の生態に配慮した地区内照明
- ② D地区における土地利用と建築物の規制、誘導
  - ・建築物等の高さやボリュームの抑制、自然景観に配慮した外観形成の誘導
  - ・隣地・道路境界等の敷地内緑化の促進
- ③ 未利用地等の有効活用
  - ・未占用地等の買い取り等による公共空間の確保
  - ・市有地等の自然海浜公園内利便施設用地としての活用
  - ・未占用地等の買い取り体制、資金調達システムの構築

### (3) 緑・自然環境保全のためのアクションコード

- ① 緑・自然環境保全のためのルールづくり
  - ・ゴミなどの不法投棄の監視体制の強化
  - ・海岸における光、音に関するルールづくり
  - ・動植物への愛護、海岸利用モラル、マナー向上のための情報教育や周知、啓発活動の促進
  - ・人材育成や市民活動の支援

## 2 緑・自然環境保全の方針

### (1) 基本方針

本地区における海岸、砂浜の減少、海岸の生きものの減少など、海岸の自然環境・質が著しく低下していることを省みると、これまでの海岸づくりにおいては、次のような問題点がありました。

- 海岸レクリエーションや漁港としての機能の整備に重点を置き、具体的な自然環境保全の対策が十分でなかったこと。
- 海岸の自然環境保全・再生を考えた場合、長期的な視点に立った具体的な海岸づくりのための方策が十分でなかったこと。

これらの問題点を踏まえ、本地区における緑・自然環境保全の基本的なコンセプトと基本的な考え方を示します。

#### 【緑・自然環境保全の基本コンセプト】

- (1) 本地区の自然環境を保全するとともに、失われた砂浜の修復、海浜植生の修復によって、海岸の自然環境を創出します。
- (2) 茅ヶ崎海岸の潜在的な自然環境が、人々が集う・自然とふれあう・やすらぐ・楽しむ場を提供します。



#### 【緑・自然環境保全の基本的な考え方】

- ① 砂浜の保全・修復とレクリエーション利用の促進
- ② 「潜在自然植生」に基づく保全・修復
- ③ 自然環境に負荷のかからない景観形成、土地利用等の誘導
- ④ アクションコード\*に基づいた自然環境との共存
- ⑤ 自然環境の維持・管理を持続する組織・体制づくり



#### 【緑・自然環境保全の方策】

- ① 自然海浜を保全
- ② 土地利用・交通・景観等における自然海浜公園との融合性の確保
- ③ 緑・自然環境保全のためのアクションコードの設置と運用

アクションコード：action code 行動基準。グランドプランにおける将来像実現のための行動基準。

## (2) 緑・自然環境保全の方策

### ①自然海浜公園づくり

本来の茅ヶ崎海岸の自然を取り戻し、自然の魅力の中に人々が集まり、共生する自然海浜公園をつくり、自然環境の保全・修復を行います。

#### (ア)「自然保全区域」及び「レクリエーション活用区域」の設定

海岸のこれまでの利用形態を踏まえ、自然環境を保全するエリア「自然保全区域」と自然環境を有効活用するエリア「レクリエーション活用区域」を定めます。

##### <自然保全区域>

- 海岸の西側を「自然保全区域」と位置づけ、自然環境の修復と自然環境の維持・保全を行います。
- 人工構造物であるお祭り広場は修景し、漁港西側暫定駐車場は砂浜に修復します。
- 修復された砂浜には、茅ヶ崎海岸の潜在的な自然植生の群落を修復します。

##### <レクリエーション活用区域>

- 自然環境に負荷をかけない範囲において、海岸の東側を「レクリエーション活用区域」と位置づけ、砂浜の自然環境を活かした海水浴、マリンスポーツ等、各種レクリエーションの場として活用します。

#### (イ) 海浜植生群落の確保

- 漁港北側、A地区及びサイクリング道路の南側には、漁港とA地区の居住空間との緩衝機能を有した海浜植生の群落地帯を創出します。
- サイクリング道路沿いに海浜植生による砂草ゾーンを創出します。

#### (ウ) 散策路の設置

- サイクリング道路及び散策路については、自然海浜公園内の園路として配置します。設置に際しては、自然環境に負荷のかからない素材を使用するとともに、自然環境と調和した景観形成に配慮します。
- 漁港西側には、人々が海浜植生に身近にふれあえるよう、群落地を回遊することのできるボードウォーク\*の散策路を配置します。

#### (エ) 利用者のための利便施設の整備

- 自然海浜公園を利用する人のための利便施設(休憩所、トイレ等)及び管理施設を整備します。

#### (オ) 海岸線、砂浜の保全

- 海岸線の維持、砂浜の減少を食い止め、現状の維持を目指します。
- 海岸の侵食を防止するための事業、取り組みについて県等の関係機関へ要望します。

### ②自然海浜公園との融合性の確保

#### (ア) A～C地区における土地利用と建築物の誘導

- 自然海浜公園の持つ自然環境と一体性のある土地利用を誘導します。
- 各所有地における敷地内緑化を促進します。
- 自然海浜公園に調和した建築物等人工構造物のボリュームの抑制や自然景観に配慮した外観形成を誘導します。
- 地区内の夜間照明等は、海岸における自然植生や海中生物など、生態系への影響に配慮します。

ボードウォーク： board walk。木、板敷きで作った歩道のこと。木材を使用することによって、周辺の自然環境や景観に負荷のかからない歩道の整備ができる。

(イ) D 地区における建築物の誘導及び緑化の促進

- 建築物のボリュームを抑制します。
- 隣地・道路境界等の敷地内緑化を図ります。

(ウ) 未利用地等の有効活用

- 地区内の未占用地等については、買取等により公共的な土地利用（緑地等）を図ります。
- 未占用地等については、これらを買取り取る体制づくりや資金調達システムを構築します。
- 地下水の過剰な汲み上げや水質の低下を招かないよう、地下水の管理に努めます。

③ 緑・自然環境保全のためのアクションコード

(ア) 緑・自然環境保全のためのルールづくり

- 海岸におけるゴミの不法投棄等の監視体制を強化します。
- 海岸における光（照明等）や音に関するルールづくりを行います。
- 海岸の自然環境保全、海岸に生息する動植物への愛護や海岸利用のモラル、マナー向上を促す教育や周知・啓発活動を促進します。
- 緑・自然環境の保全を促進するための人材育成や市民活動を支援します。

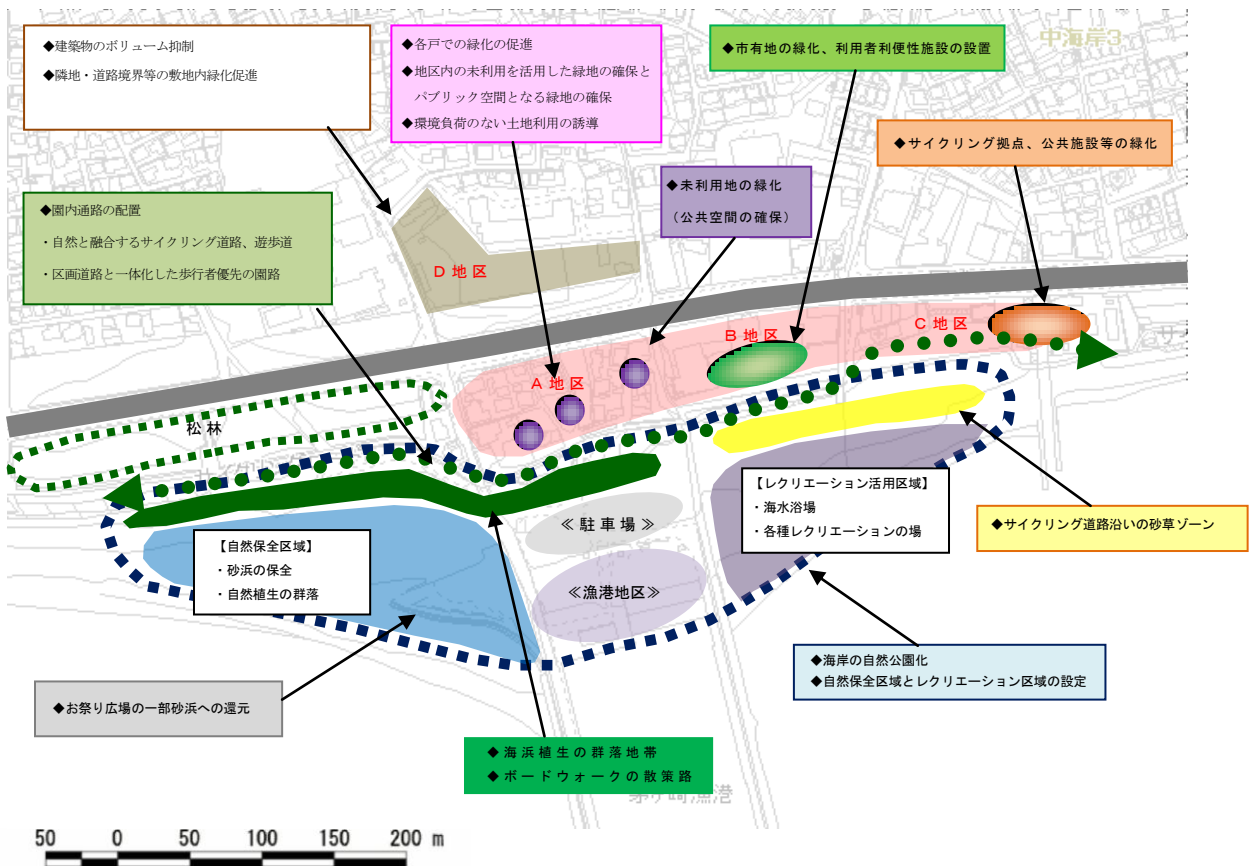


図 緑・自然環境の保全の方針

### 3 主要事業

- ① 自然環境保全型の自然海浜公園の整備
- ② お祭り広場の修復・修景
- ③ 海浜植生の復元
- ④ 地区内の公共空間の確保と緑地整備
- ⑤ 公園利用者利便施設及び管理施設の整備
- ⑥ 自然環境の維持・管理体制づくり
- ⑦ 海水浴場の再整備



## IV—2

### 景観形成の方針

# 1 景観形成方針の体系

## 1 本地区の景観の現状

### (1) 遠景

- ・茅ヶ崎を象徴する景観を醸し出している。
- ・海岸から富士山を望む景観は、「関東の富士見百景」にも選出された貴重な景観である。
- ・地区外からの遠景は、国道134号沿道の建築物等によりその眺望が遮られている。
- ・国道134号沿道の高層建築物が松林（砂防林）によるスカイラインの連続性を遮断している。

### (2) 中景

#### ① 海岸、砂浜の眺望

＜海水浴場周辺＞

- ・広い砂浜の地形を活かした景観が広がっている。
- ・夏期は海水浴客で賑わいのある景観となる。
- ・「海の家」等簡易的な施設と海岸の自然景観との調和が課題である。

＜お祭り広場周辺＞

- ・西側の隣接地には砂防林となる松林が形成され、白砂青松の風景を創り出している。
- ・お祭り広場は、海岸の景観や自然環境形成の観点において課題がある。

＜漁港周辺＞

- ・漁港施設は老朽化が進み、海辺の景観を寂しいものになっている。
- ・簡易トイレ周辺に捨てられたゴミが、海岸の環境を劣悪なものにしている。

#### ② A～C地区の宅地

- ・家並みや建物の壁面、植栽などが個々に作られているため、景観としての統一感に欠ける。

### (3) 近景

#### ① 国道134号沿道

- ・沿道から海が望める茅ヶ崎海岸で唯一のスポットとなっている。
- ・砂防林を兼ねた松林の豊かな沿道景観が連続しているが、本地区で松林の景観が分断されている。

#### ② サイクリング道路

- ・海岸を横断するサイクリング道路は、砂浜と同系色の舗装が施されている。また、えぼし岩をモチーフとした車止め等、デザインへの配慮がみられる。

#### ③ A地区

- ・地区計画により建物の用途規制、高さ制限が定められている。
- ・地区内の老朽化した廃屋や空き地が景観にふつりあい。
- ・工作物、看板等の附帯施設に景観的な配慮がない。

#### ④ B地区

- ・国道134号沿道に立地する建築物が沿道から海への眺望を遮っている。
- ・地区計画の指定はあるが建築物の高さに関する制限がない。

#### ⑤ C地区

- ・地区計画は定められていない。
- ・新たな住宅や店舗が立地しはじめている。
- ・隣接して建てられている建築物には色彩やデザイン等の統一感がない。

#### ⑥ D地区

- ・地区計画は定められていない。
- ・旧茅ヶ崎西浜駐車場が整備されていたが、平成23年3月末をもって閉鎖された。

#### ⑦ 国道134号沿道

- ・沿道にはマンションや飲食施設が立地している。
- ・国道沿道の背後地は低層系の住宅ゾーンとして良好な環境を形成している。
- ・設置されているサイン類はデザインの配慮に欠けている。

## 2 景観形成における基本的な考え方

### (1) グランドプランにおける空間づくりの理念

#### 【目指すべき方向性】

- ◆ 海岸が潜在的に持つ、豊かな自然景観の形成
- ◆ 砂浜や海岸の自然植生の維持・再生

### (2) A～D地区

#### 【目指すべき方向性】

- ◆ A地区：地区内コミュニティの維持/漁村としてのたたずまいの確保
- ◆ B地区：景観に配慮した建築物の高さ制限/統一コンセプトによる景観の形成
- ◆ C地区：景観の連続性の確保 / レジャー拠点としての景観の形成
- ◆ D地区：景観に配慮した建築物の高さ制限 / 景観計画に基づく景観の形成

### (3) 海浜地区の土地利用ゾーニング

#### 【目指すべき方向性】

- ◆ 自然環境の再生と景観の修復
- ◆ 自然景観、自然環境に配慮した漁業関係施設の修景と周辺環境整備

### (4) 茅ヶ崎市都市景観形成における景観づくりの方針

- 海岸地域景観ゾーン  
瀟洒で風格のあるまちなみ/湘南らしさ/砂浜海岸
- なぎさベルト  
海岸と防砂林の自然レクリエーション軸
- (5) 「海岸景観ガイドライン」に定める海岸の景観形成の理念
  - 海岸のもつ「自然環境基盤」(自然地形)を尊重
  - 海岸のもつ「自然環境」や「生態環境」の空間特性や防護の変遷・現状を理解
  - 「生活環境」や「生態環境」の空間特性から導き出される複数の秩序の調和

#### 【目指すべき方向性】

- ◆ 美しい海浜景観の保存と創造
- ◆ 海浜の地域特性を感じる、茅ヶ崎海岸の連続景観の形成
- ◆ なぎさベルトにおける原風景の復元と継承
- ◆ 国道134号沿道などの都市景観との調和

## 3 茅ヶ崎海岸における景観形成のコンセプト

◆ 豊かな自然と茅ヶ崎文化、そして雄大な景観を感じ続けることができる海岸として守り育てる。

◆ 茅ヶ崎海岸の生態系を保全・復元し、人々がほっとする海岸として、デザインコントロール(景観誘導基準)とアクションコード(景観行動基準)に基づき景観を修復していく。

## 4 茅ヶ崎海岸景観形成の基本方針

- 潜在的な茅ヶ崎海岸の景観を形成する砂浜や松林等を基本とした自然景観の形成を図る。
- 茅ヶ崎海岸を特徴づける広大な砂浜や海岸の自然植生の維持・再生を図り、湘南を代表する良質な海岸景観を形成する。
- 茅ヶ崎海岸の一体的な自然環境、自然景観における本地区の位置づけを明確にし、地区特性(漁港、海水浴場)を十分活かした景観を形成する。
- 国道134号沿道の松林(防砂林)の連続性に配慮した良好な沿道景観を形成する。
- 海岸に整備されたサイクリング道路やグランドプランに基づいて整備される施設については、ユニバーサルデザインと海岸の自然や景観に十分配慮されたものとし、周辺環境と調和した景観を形成する。
- 地区外の視点場や国道134号沿道から望む相模湾や富士山・箱根・丹沢山系の眺望景観を阻害せず遠景と一体となった良質な景観の形成を図る。
- 地区内の公共施設については、本地区の良好な景観形成の先導的役割を担うものとする。
- 良好な景観を維持していくためのモラルを啓発していく。

## 5 景観形成及び規制・誘導の方針

### (1) A地区

- 漁村としての特色を活かした景観形成
- 海岸の景観と調和した地区景観の形成
- 建築物の意匠、形態、色彩等の統一
- ゆとりある住棟間隔の確保
- 広告物、看板の位置、大きさ、デザイン等の規制
- 生態系に配慮した緑化の促進
- 地区内の美化促進

### (2) B地区

- 交流空間にふさわしい景観の形成
- 統一したデザインコンセプトによる地区景観の形成
- 遠景に馴染む景観の形成
- 景観に配慮した建築物の高さの制限
- 海への眺望を確保する建築物配置、空間の確保
- 広告物、看板の大きさ、デザイン等の規制
- 眺望を阻害する屋上広告物の設置規制
- 植栽による緑化空間の確保(海岸の生態系に配慮)
- 周辺の自然環境に配慮した適切な照明

### (3) C地区

- B地区と一体となった景観形成
- 海岸におけるレジャー拠点にふさわしい景観の形成
- 建築物の意匠、形態、色彩の調和
- ゆとりある住棟間隔の確保
- 中海岸プールの改修
- 海岸にふさわしいサインデザイン

### (4) D地区

- 周辺の環境と調和した景観誘導
- 建築物の意匠、形態、色彩の調和
- 国道134号沿道にふさわしい景観形成

### (5) 海浜地区

- 自然環境の再生と景観の修復による、本来の海岸の持つやすらぎと潤いのある景観の形成
- 漁港施設の修景と周辺整備
- 東・西海岸の連続性の確保
- 自然景観、環境と調和のとれた施設整備(トイレ、休憩所等)
- 電線(電柱)の地中化による良好な景観の形成
- 海岸にふさわしいサインデザイン
- 生態系に配慮した緑化の促進

## 2 景観形成の方針

### (1) 基本的な考え方

本地区における景観形成の基本的な考え方は、グランドプランにおける空間づくりの理念・将来像、土地利用ゾーニングや海岸景観形成ガイドラインに定める海岸の景観形成の理念、茅ヶ崎市都市景観基本計画における茅ヶ崎海岸の景観づくりの方針を踏まえるものとします。

#### ◆茅ヶ崎海岸グランドプランにおける空間づくり

##### 【目指すべき方向性】

- 海岸が潜在的に持つ、豊かな自然景観の形成
- 砂浜や海岸の自然植生の維持・再生

#### ◆ A～D地区

##### 【目指すべき方向性】

- A地区：地区内コミュニティの維持、漁村としてのたたずまいの確保
- B地区：景観に配慮した建築物の高さ制限、統一したコンセプトによる景観の形成
- C地区：景観の連続性の確保、マリンスポーツとレクリエーションの拠点としての景観の形成
- D地区：景観に配慮した建築物の高さ制限／景観計画に基づく景観の形成

#### ◆海浜地区

##### 【目指すべき方向性】

- 自然環境の再生と景観の修復
- 自然景観、自然環境に配慮した漁業関連施設の修景と周辺環境整備

#### ◆茅ヶ崎市都市景観基本計画における茅ヶ崎海岸の景観づくりの方針

##### ①海岸地域景観ゾーン

- ・瀟洒<sup>しょうしや</sup>で風格あるまちなみ、湘南らしさ、砂浜海岸

##### ②なぎさベルト

- ・海岸と防砂林の自然レクリエーション軸

#### ◆海岸景観形成ガイドライン\*に定める海岸の景観形成の理念

- ①海岸のもつ「自然環境基盤（自然地形）」を尊重
- ②海岸のもつ「自然環境」や「生態環境」の空間特性や防護の変遷・現状を理解
- ③「生活環境」や「生態環境」の空間特性から導き出される複数の秩序の調和

##### 【目指すべき方向性】

- ①美しい海浜景観の保全と創造
- ②海浜の地域特性を感じる、茅ヶ崎海岸の連続景観の形成
- ③なぎさベルトにおける原風景の復元と継承
- ④国道134号沿道などの都市景観との調和

◆豊かな自然と茅ヶ崎文化、そして雄大な景観を感じ続けることができる海岸として守り育てます。

◆茅ヶ崎海岸の生態系を保全・復元し、人々が「ほっとする」海岸として、デザインコントロール\*（景観誘導基準）とアクションコード（景観行動基準）に基づき景観を修復します。

海岸景観形成ガイドライン：平成18年1月発行、国土交通省・農林水産省が美しい海岸景観を形成する上での指針を示している。

デザインコントロール：design control。景観誘導。景観要素である海岸の建築物等をグランドプランの目指す良好な景観に誘導するための方策や基準。

(2) 基本方針

- 潜在的な茅ヶ崎海岸の景観を形成する砂浜や松林等を基本とした自然景観の形成を図ります。
- 茅ヶ崎海岸を特徴づける広大な砂浜や海岸の自然植生の維持・再生を図り、湘南地域を代表する良質な海岸景観の形成を図ります。
- 茅ヶ崎海岸の一体的な自然環境、自然景観における本地区の位置づけを明確にし、地区特性（漁港、海水浴場）を十分活かした景観の形成を図ります。
- 国道134号沿道の松林（砂防林）の連続性に配慮した良好な沿道景観の形成を図ります。
- 海岸に整備されたサイクリング道路やグランドプランに基づいて整備される施設については、ユニバーサルデザインと海岸の自然や景観に十分配慮されたものとし、周辺環境と調和した景観の形成を図ります。
- 地区外の視点場や国道134号沿道から望む相模湾や富士山・箱根・丹沢山系の眺望景観を阻害せず、遠景と一体となった良質な景観の形成を図ります。
- 地区内の公共施設については、本地区の良好な景観形成の先導的な役割を担うものとして整備します。
- 良好な景観を維持していくためのモラルを啓発します。

(3) 景観形成の方針

景観区分	基本方針
<b>遠景</b> <b>眺望景観の保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○茅ヶ崎海岸を象徴する眺望であり、これら遠景の眺望景観の維持保全を図ります。</li> <li>○本地区の全域を相模湾、富士山・箱根・丹沢山系を望む眺望景観の視点場となるよう、その眺望を将来にわたって確保します。</li> <li>○漁業施設は、本地区を特徴づける重要な景観要素であることから、眺望景観との調和を図ります。</li> </ul>
<b>中景</b> <b>海岸の景観</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸の自然地形を尊重し、海岸の景観を維持します。</li> <li>○人工的な構造物であるお祭り広場は、自然地形を踏まえた砂浜にあわせた景観に修復します。</li> <li>○漁港施設及びその周辺は、海岸の自然環境にふさわしい施設の修景と周辺整備を図ります。</li> <li>○海岸から望むA～C地区の眺望景観を損なわないよう、海岸の背後や地区の縁辺部に植栽帯を施し、緑の景観を創出します。</li> <li>○植栽の設置にあたっては、周辺海岸との緑の連続性や本地区の植生に配慮します。</li> </ul>
<b>近景</b> <b>道路（公共空間）の景観</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国道134号沿道の良好な沿道景観の形成を図ります。</li> <li>○国道134号沿道から海が望める景観の視点場となるスポットを維持します。</li> <li>○海岸の自然景観に配慮した建築物の誘導や人工構造物の景観の維持・改善を図ります。</li> <li>○自然海浜公園内には、自然景観と調和したボードウォークを設置します。</li> <li>○サイクリング道路、地区内道路、地下歩道及び地区へアクセスする道路には、統一性のあるサインを設置し、歩行者、自転車の公共空間の景観ネットワークを形成します。</li> </ul>

地区区分	基本方針
A 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁業関連によって発生した集落である歴史的背景を考慮し、既存コミュニティの維持を図ります。</li> <li>○漁村のたたずまいにふさわしい地区環境、景観の形成を図ります。</li> <li>○海岸の自然景観と調和した地区景観を形成します。</li> </ul>
B 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の高さの制限により、眺望景観や周辺の自然環境に配慮した地区景観の形成を図ります。</li> <li>○統一したデザインコンセプト*による地区景観の形成を図ります。</li> <li>○地区外の視点場からの眺望を意識し、遠景に馴染む景観の形成を図ります。</li> </ul>
C 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな住宅が立地し始めており、景観の連続性を確保するためにも B 地区と一体となった景観の形成を図ります。</li> <li>○中海岸プールの修景、サイクルステーションの設置を図り、海岸におけるマリンスポーツ・レクリエーションの拠点にふさわしい景観の形成を図ります。</li> </ul>
D 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の高さを制限し、国道 1 3 4 号沿道にふさわしい景観の形成を図ります。</li> <li>○ 眺望景観や周辺の自然環境に配慮した地区景観の形成を図ります。</li> </ul>
海浜地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境の再生と景観の修復により、本来の海岸が持つ安らぎと潤いのある景観の形成を図ります。</li> <li>○自然景観、自然環境に配慮した漁港関連施設の修景や周辺整備により、良質な海岸の景観の形成を図ります。</li> <li>○東・西海岸の連続性を確保し、豊かな海岸の連続景観の形成を図ります。</li> </ul>
国道 1 3 4 号 北側地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国道 1 3 4 号沿道については、国道南側沿道との統一感のある良好な景観の形成を図ります。</li> <li>○既存住宅地の環境を維持しつつ、国道南側と一体となったデザインコンセプトによる景観の形成を図ります。</li> </ul>

デザインコンセプト：design concept。意匠、設計等の考え方。

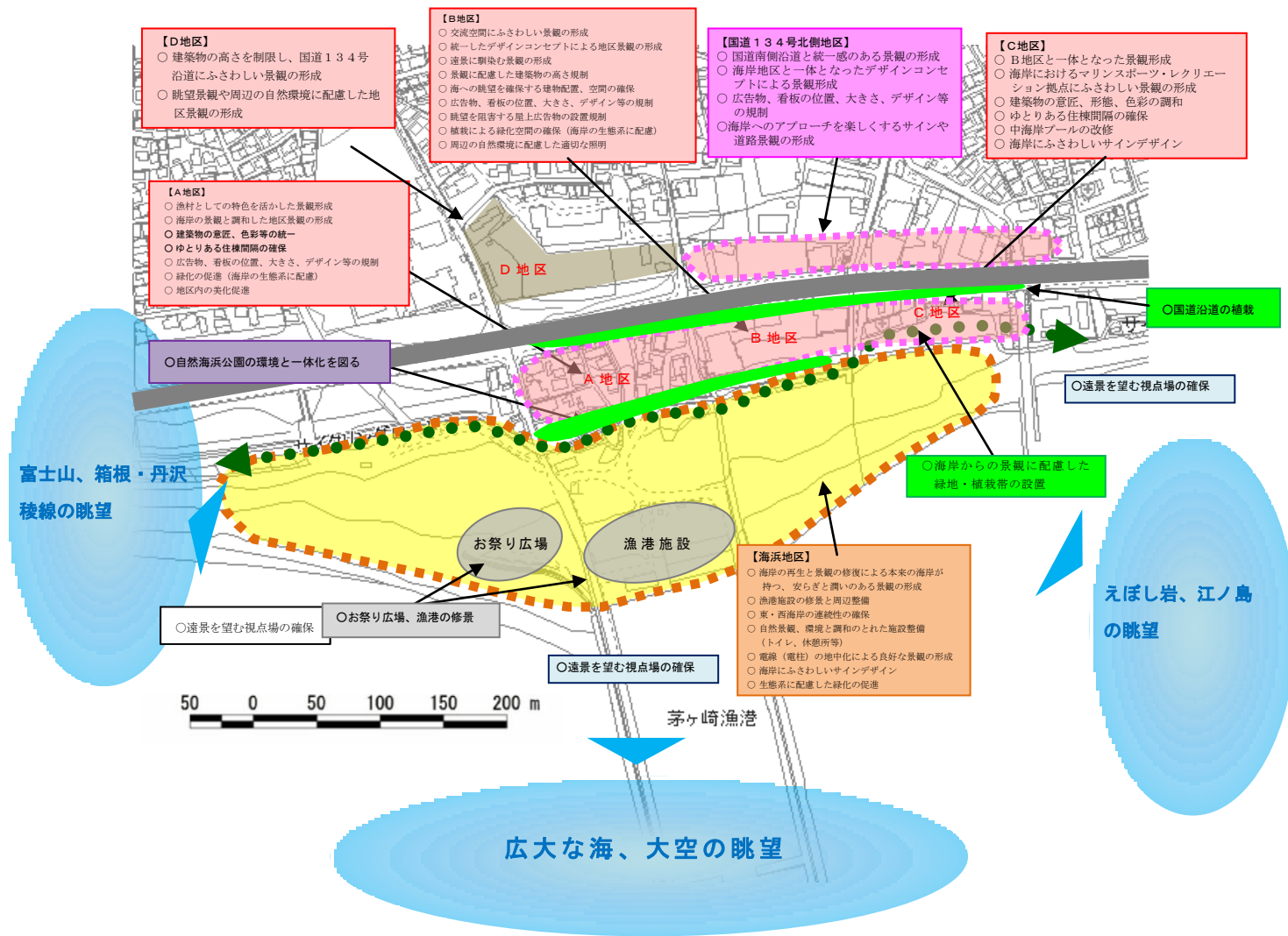


図 景観形成の方針

### 3 主要事業

- ① 地区計画や景観法の活用による地区内の景観基準の策定と運用
- ② 地区内の緑地整備
- ③ 区画道路の景観的整備
- ④ サイン計画の策定と計画に基づく整備
- ⑤ 漁港施設・お祭り広場の修復・修景
- ⑥ 電線（電柱）の地中化

サイン：sign。道路標識、表示板等

## **IV—3**

### **安全・安心な空間づくりの方針**

# 1 安全・安心な空間づくりの方針

海岸地形は変化を受けやすく、厳しい自然条件下にあり、さらに、近年における海岸侵食や地球温暖化による海面上昇が進み、海岸の変化がよりいっそう加速されようとしています。これらの状況から、海岸に位置する当該地区については、防災の視点からの土地利用のあり方がきわめて重要です。また、海岸における災害を考慮すると、海岸の土地利用にあたっては、緊急時に避難しやすい環境を確保することが重要です。

## (1) 基本方針

<p>&lt; 防災の視点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災上のためにも、国道 134 号南側は、新たな居住を極力抑制することを基本とします。</li> </ul> <p>&lt; 防犯・バリアフリーの視点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茅ヶ崎海岸全体を安全で人に優しいバリアフリー*の空間を形成します。</li> </ul> <p>&lt; 実現化の視点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソフト・ハードが一体となった取り組みによる実現を目指します。</li> </ul>
---

## (2) 安全・安心な空間づくりの基本方針

### ① 防災

	基本方針
自然災害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種自然災害を未然に防止するため、国・県との連携を図りながら予防対策を推進します。</li> <li>○ A地区の南側には風や飛砂等の影響の軽減を図るため、緑地帯を設置します。</li> </ul>
公共空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未占用地等の買い上げ、借り上げ等により公共空間を確保します。</li> <li>○ 土地所有者等が土地の売却を行う際の事前協議等のシステム化を図ります。</li> <li>○ 駐車場等の空間を利用し、海岸利用者や地域住民の一時避難場所とします。</li> </ul>
防災に対する周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波ハザードマップ*の作成とその活用によって、海岸周辺の住民や海岸利用者に対して海岸における災害の周知と徹底を図ります。</li> <li>○ 防災行政用無線により、気象情報（大雨警報等）の周知や、災害時における避難誘導の徹底を図ります。</li> </ul>
食糧備蓄所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の輸送船舶より輸送される食糧物資の集積拠点として、駐車場、観光・商業・市場施設の活用を図ります。</li> </ul>

バリアフリー：barrier free。障害者や高齢者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障壁を取り除くこと。また、取り除かれた状態。

ハザードマップ：hazard map。自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。



## ②防犯

	基本方針
夜間照明のあり方の検討	<p>○海岸に直接的影響のない国道134号沿道等については、夜間の安全性の向上を図るため、街路灯等の設置を促進します。なお、設置の際には、海岸等の自然植生・生態系に十分に配慮します。</p> <p>○海岸部の防犯を確保しつつ、景観づくりや自然環境への影響に対して十分に配慮し、夜間照明・ライトアップの基準設定・ルールづくりを行います。</p>
防犯を考慮した自然海浜公園づくり	<p>○緑の死角となる箇所を排除した、自然海浜公園づくりを行います。</p>
地域コミュニティの維持・醸成	<p>○A地区などの地域コミュニティの維持と醸成を図っていくために、未占用地等における公共空間の確保を進めます。</p> <p>○A地区の生活者、各地権者、関係団体等による海岸環境パトロール体制をつくります。</p>

## ③バリアフリーの観点

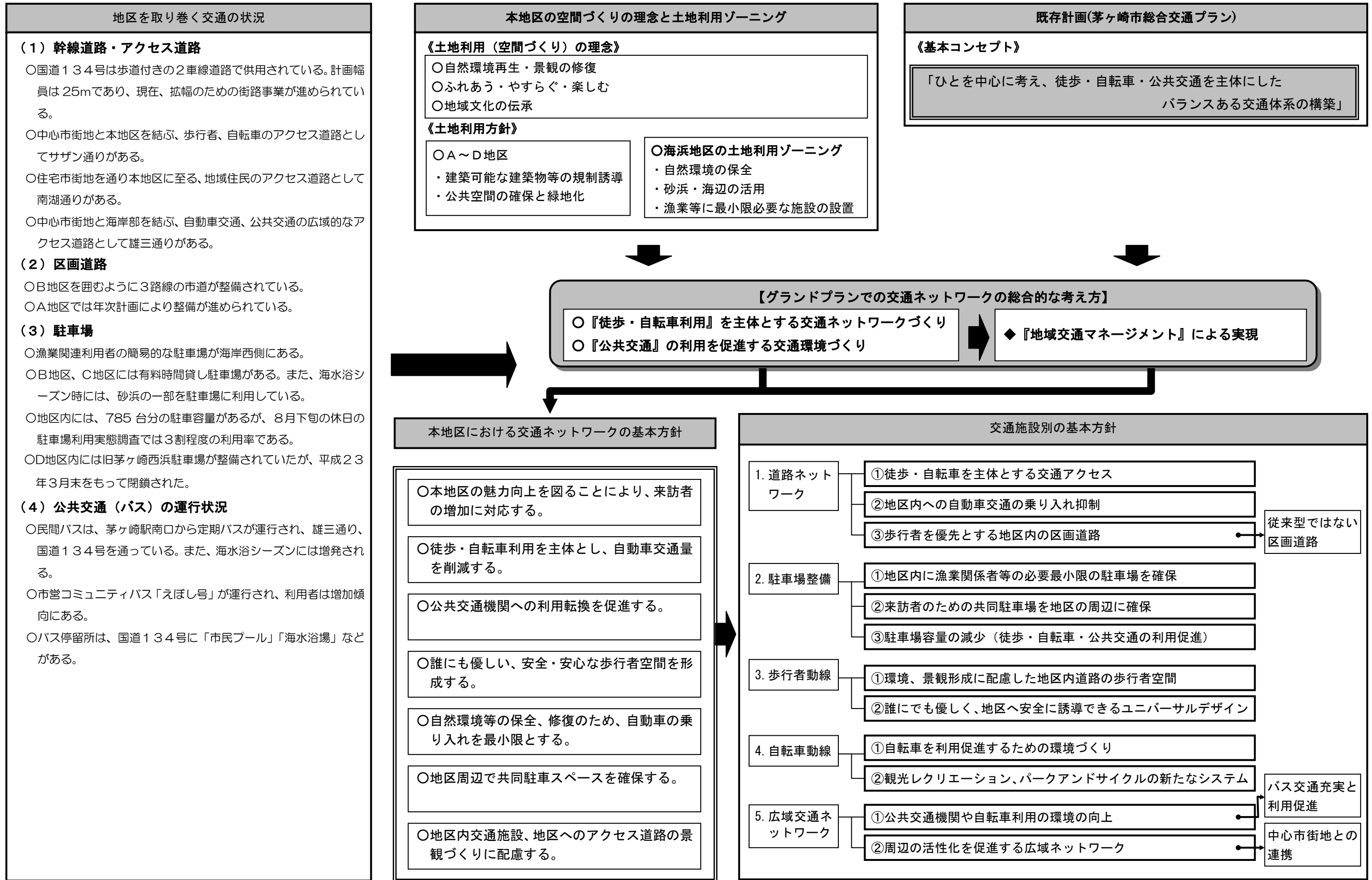
	基本方針
海岸全体におけるバリアフリー化の促進	<p>○地区内の通路及び自然海岸公園内の園路等の歩行者動線は、車いすでのすれ違いが可能な幅員の確保と段差のない空間等を確保します。</p> <p>○バリアフリーを意識した、国道134号を横断する新たな連絡路づくりを促進します。</p> <p>○地区内に配置する海岸利用者のための施設や公益的施設などのバリアフリー化を促進します。</p> <p>○国道134号のバス停留所のバリアフリー化を促進します。</p> <p>○身体障害者等の方も海に入れる、バリアフリーの海岸づくりを推進します。</p>

## 2 主要事業

- ① 海岸侵食防止と津波被害減災対策の推進
- ② 未占用地等の確保による公共空間の整備
- ③ 津波ハザードマップの作成と海岸周辺の住民や海岸利用者への周知
- ④ 街路灯等の設置
- ⑤ 地区内の夜間照明、ライトアップのルール化
- ⑥ 海岸環境パトロールの体制づくりと実施
- ⑦ 地区内、自然海浜公園内の歩行者動線、海岸利用者施設のバリアフリー化
- ⑧ バリアフリーの海岸づくり

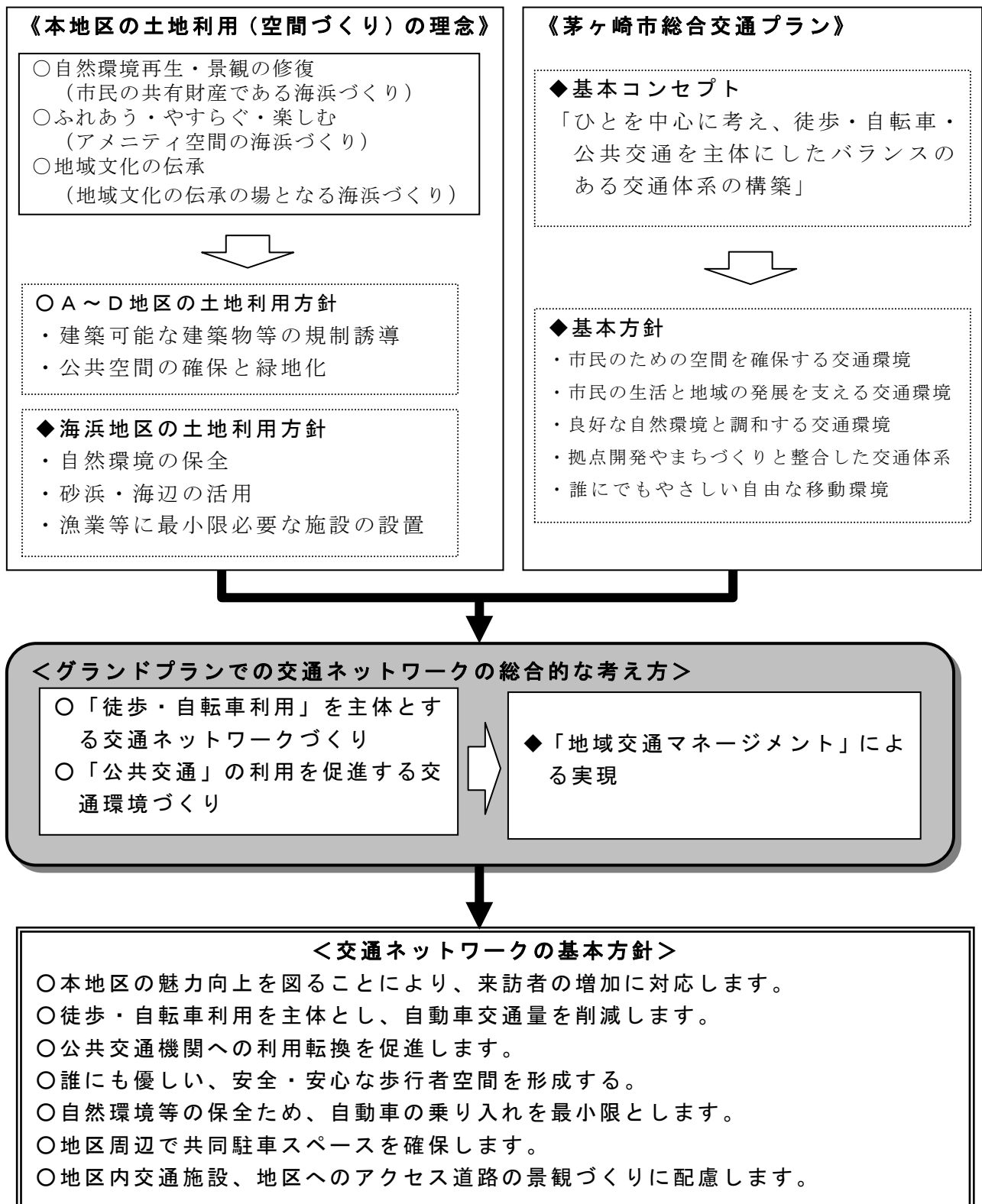
## IV-4 交通ネットワークの方針

# 1 交通ネットワーク方針の体系



## 2 基本方針

本地区における交通ネットワーク形成の基本方針は、本地区の「土地利用（空間づくり）の理念」「土地利用方針」、及び既存計画である「茅ヶ崎市総合交通プラン」における基本コンセプトを踏まえて設定します。



### 3 道路ネットワークのあり方

#### (1) 基本方針

- ① A～C地区へのアクセスは、徒歩・自転車を主体とします。
- ② A～C地区内への自動車交通の乗り入れは、極力、抑制します。
- ③ 区画道路は、歩行者、自転車を優先するとともに、可能な限り自然海浜公園と一体となった活用を図ります。

#### (2) 道路ネットワークの形成方針

種別	路線名称	ネットワーク形成の方針
広域幹線軸	国道 134号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内外から本地区へのメインアクセス道路としての機能を保持します。</li> <li>○幅員25mの4車線の道路として拡幅され、地区に不要となる通過交通をスムーズに流し、滞留させない機能を発揮しています。</li> </ul>
幹線軸 (地区外)	サザン 通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中心市街地から本地区への歩行者・自転車及び公共交通によるメインアクセス道路として位置づけます。</li> <li>○メインアクセス道路にふさわしい、快適で魅力ある街路づくり、沿道地権者等の協力のもと沿道景観づくりを検討します。</li> </ul>
	南湖通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩行者・自転車及び自動車による本地区へのアクセス道路として位置づけます。</li> <li>○市街地から本地区へわかりやすく、快適に誘導するサインの充実を図り、各種交通でのアクセス機能を強化します。</li> <li>○市の防災計画に配慮し、国道134号南側から、避難場所に指定されている西浜小学校への避難を安全・円滑に行うため、道路拡幅・歩道の設置を行う。</li> </ul>
区画道路	A～D地区 内の道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区内居住者及び漁港の管理活動等のための道路として位置づけます。</li> <li>○地区内の円滑な交通処理と災害時における避難路などの機能を担います。</li> <li>○A、B地区周辺の区画道路については、それぞれ次の機能を持たせた道路として整備を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・B地区南側の東西方向に延びる区画道路は、自然海浜エリア内の通路としての機能を持たせ、歩行者・自転車を優先した道路として再整備します。</li> <li>・A地区南側の区画道路は、A地区の生活道路としての機能を持たせ、安全で景観に配慮した道路として整備します。</li> <li>・A地区西側の区画道路は、漁港北側の駐車場利用のための車の通行を許容しますが、歩行者の安全を第一に考えた歩車共存道路とします。</li> </ul> </li> <li>○D地区周辺の区画道路については、それぞれ次の機能を持たせた道路として整備を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・D地区へのアクセスは、南湖通りを候補とします。具体的なアクセスについては、警察と協議のうえ、検討します。</li> <li>・計画区域内北側には、歩行者・自転車が通行可能な通路について事業者と協議のうえ、設置を検討します。</li> <li>・計画区域の西側及び東側の道路には、歩行者の安全確保のため歩道の設置を検討します。</li> </ul> </li> </ul>

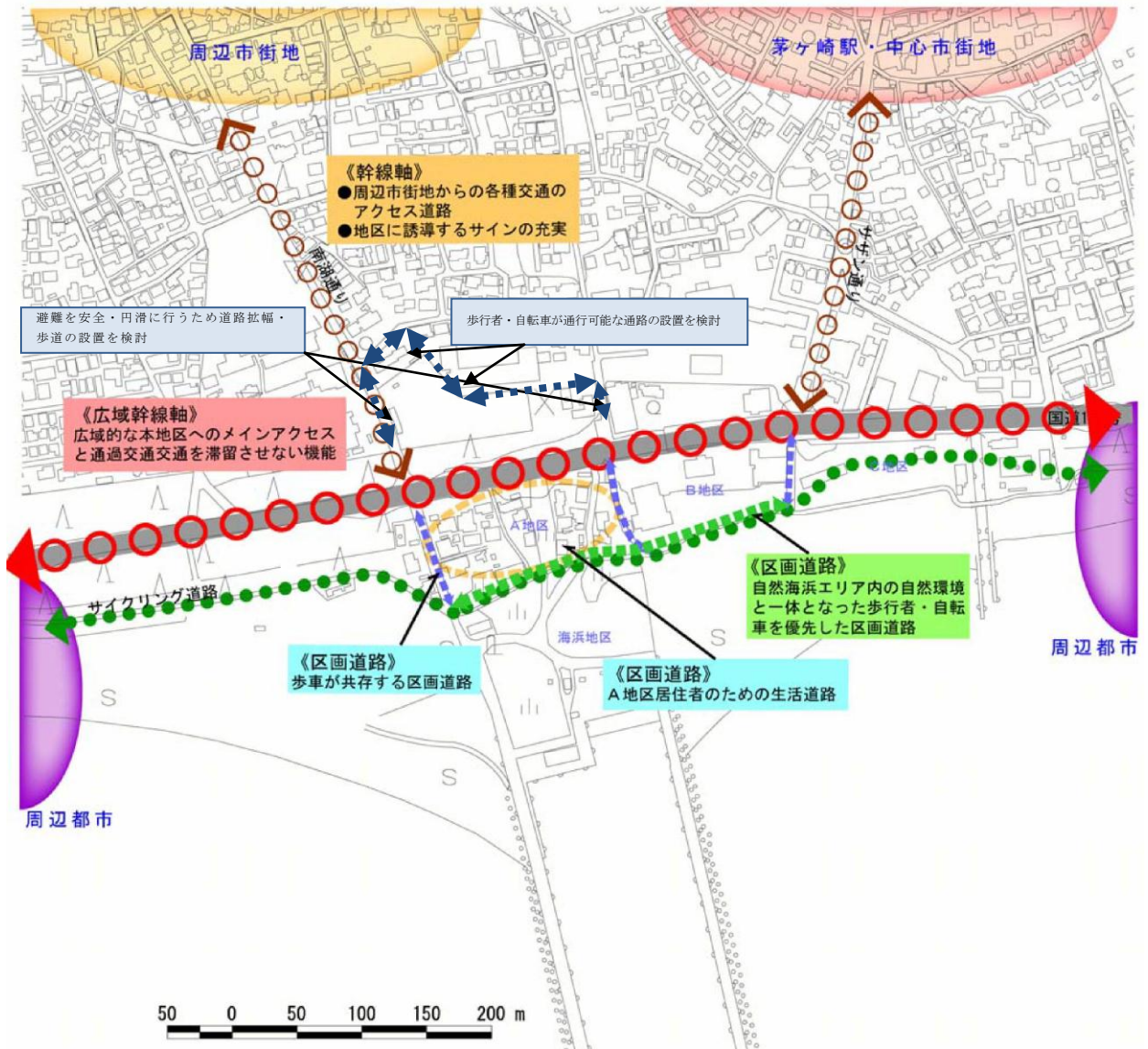


図 段階的な道路ネットワーク

## 4 駐車場整備のあり方

### (1) 基本方針

- ①本地区には、漁業関係者等のための必要最小限の駐車スペースを確保します。
- ②本地区への来訪者の共同駐車場は、基本的に国道134号北側に確保します。
- ③徒歩・自転車及び公共交通機関による来訪を促進します。

### (2) 基本的な考え方

#### ①浜辺、漁業関係者の駐車スペース

漁港西側の暫定駐車場は廃止し、漁港北側に、漁業関係者等のための必要最小限の駐車スペースを確保します。

#### ②国道134号北側の駐車場の確保

観光・レクリエーション等の目的で訪れる人のための駐車場は、国道134号北側（地区外）の既存駐車場や空閑地等を活用します。

### (3) 駐車場の配置方針

位置	配置及び整備・確保の方針
国道134号北側 (地区外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国道134号の北側において、海水浴や浜辺での観光・レクリエーション等に訪れる人のための駐車場を確保します。</li> <li>○ その他国道134号北側に分布している民間所有の駐車場を地区の来訪者用の駐車場として活用します。</li> <li>○ 駐車需要のピーク時に滞留する車両が発生しないよう、ピーク時の駐車容量を確保します。</li> </ul>
漁港北側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁港従事者、漁業関係者等のための必要最小限の駐車スペースを確保します。</li> <li>○ 廃止される海岸西側暫定駐車場の代替機能を一部補完します。</li> <li>○ 景観に配慮し、周囲を植栽で覆うことや砂浜を維持する舗装面とすることなどの工夫を図ります。</li> </ul>
A地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ A地区の居住者等の駐車スペースは、各戸の敷地内に確保します。</li> <li>○ 民宿・釣り宿等の宿泊者のための駐車場は、漁港北側又は国道134号北側の駐車場を活用します。</li> </ul>
B及び C地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立地する施設の運営に最小限必要な来客、荷捌き、運搬用の車両等の駐車スペース、障害者用の乗降スペース等を地区内に確保します。</li> </ul>
D地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設等の整備にあたっては、事業者が必要とする駐車場以外に、海岸利用者のための駐車場を、土地所有者と協議のうえ、その機能を確保します。また、観光地引き網等団体で訪れる観光バスの対応も検討します。</li> </ul>

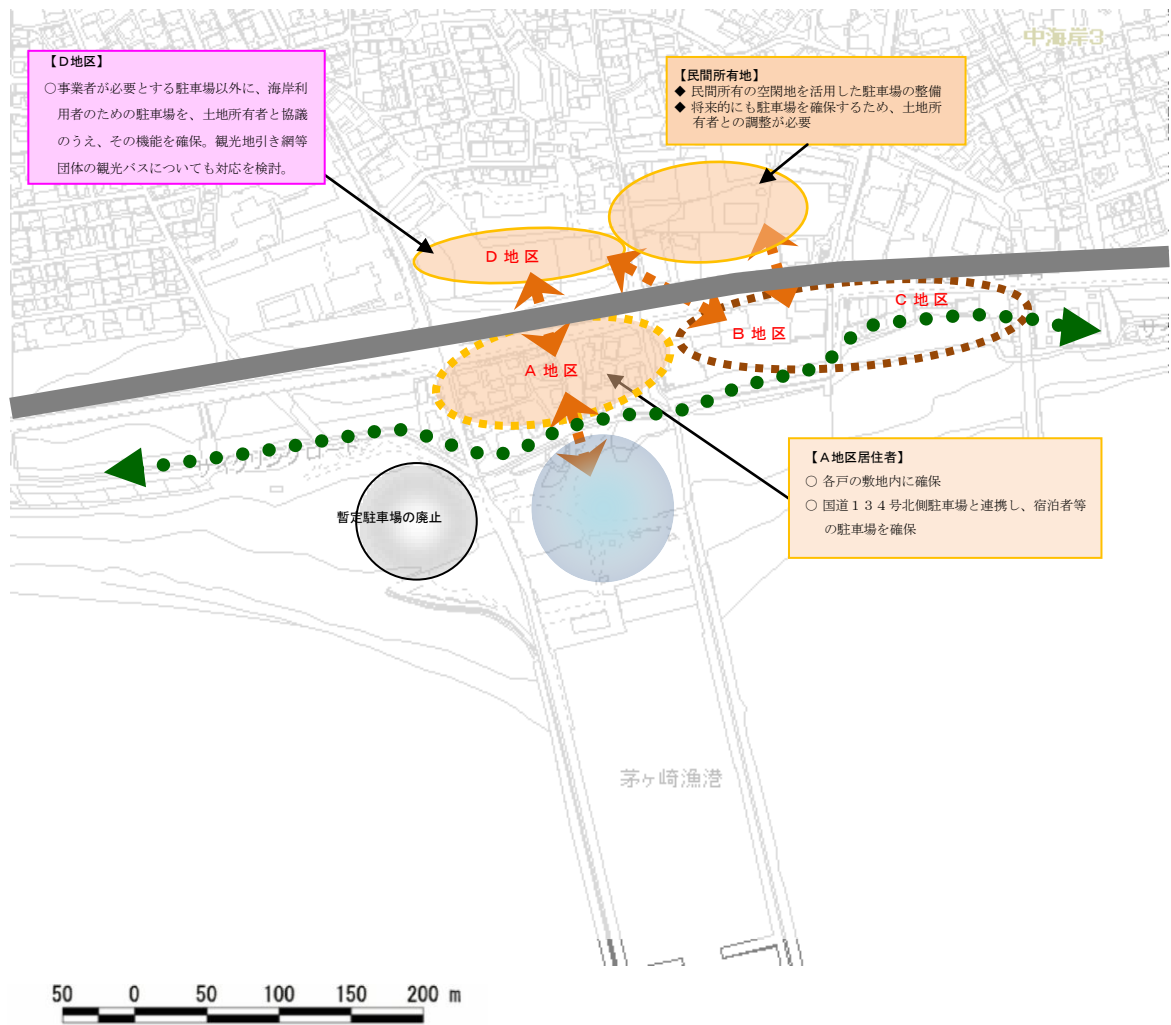


図 駐車場の配置方針



## 5 歩行者動線のあり方

### (1) 基本方針

- ① 地区内の道路は、環境、景観に配慮した歩行者空間を形成します。
- ② 誰にでも優しく、地区へ安全に誘導できるユニバーサルデザインに配慮します。

### (2) 基本的な考え方

#### ① 地区外からのアクセス

- ・ 自動車利用者の動線として、国道134号北側の駐車場からの動線を確保します。
- ・ 国道134号の横断箇所は、サザン通りからB及びC地区にアクセスする既存の地下通路を活用するほか、新たな横断箇所を整備します。

#### ② 地区内の回遊ネットワーク

- ・ 海浜地区とA～C地区を結ぶ動線を確保します。
- ・ A～C地区の連絡は、国道134号の歩道空間を活用する。特にB地区及びC地区においては、多数の来訪者を迎える場にふさわしい歩行者の「たまり」を創出します。
- ・ 自然海岸エリアを散策できる園内通路を配置します。
- ・ A及びB地区の海岸側には、自然環境に配慮し、サイクリング道路と一体化した区画道路を再整備し、東西方向の砂浜を結ぶ歩行者の回遊動線を確保します。
- ・ D地区には、歩行者の安全確保のため歩道や歩行者・自転車が通行可能な通路の設置を検討します。

#### ③ ユニバーサルデザインの配慮

- ・ 歩行者の動線は、自動車交通と分離することを基本とするが、歩行者と自動車交通が共存する道路については、その優先順位を明確にするとともに車両交通の速度を抑制し、安全・安心な歩行空間を確保します。
- ・ 誰もが安心・安全に歩行できるよう、ユニバーサルデザインや歩道景観に配慮した歩行者動線を確保します。

(3) 整備方針

名称	配置及び整備の方針
サザン通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○茅ヶ崎駅周辺及び中心市街地や周辺住宅市街地等と本地区を結ぶ道路であり、地区への歩行者のメインアクセス道路として位置づけます。</li> <li>○本地区と中心市街地を直接的に繋ぐメインアクセス道路にふさわしい沿道景観の形成を誘導します。</li> </ul>
南湖通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺住宅市街地から本地区へ歩行者を導くネットワーク道路であり、歩行者を楽しく、わかりやすく誘導、案内できるようなサインの配置を施します。</li> </ul>
駐車場からのアクセス動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>○D地区など国道134号北側の駐車場から地区へアクセスする動線を確保します。</li> <li>○駐車場と本地区との間は、歩行者優先の道路として整備し、安全な歩行空間を確保します。</li> </ul>
国道134号交差箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サザン通りから国道134号を立体交差している既存のアンダーパスを活用するとともに、地区へのメインアクセス道路、玄関口として位置づけ、街路景観形成を図ります。</li> <li>○地区の中央部交差点付近に、安全に通行できる新たな立体交差の整備を検討します。</li> <li>○国道134号交差箇所への新たな立体交差の整備を検討します。</li> </ul>
国道134号沿い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国道134号沿いに位置するA～C地区の連絡は、国道134号の歩道等を活用し確保します。</li> <li>○B地区及びC地区国道134号沿いの宅地については、道路側の一部敷地のセットバック等を行うことによって空間を確保し、国道134号歩道部と一体化したゆとりある歩行者空間を形成します。</li> </ul>
海浜地区へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国道134号交差点から海浜地区を結ぶ3本の既存道路を海浜地区へのアクセス道路として位置づけます。</li> <li>○中央及び東側の道路は歩行者を優先した道路として整備します。</li> <li>○西側(南湖通り延長部分)は、漁港関係者の産業活動やA地区居住者の生活を支援する機能を有していることから、車両交通の速度を抑制する工夫を施した歩行者と車両が共存する道路を整備します。</li> </ul>
自然海浜エリアの道路及び通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然海浜エリアには、自然植生等を身近に散策できる通路を配置します。</li> <li>○A及びB地区の海岸側には、自然海浜エリアの環境と一体化した、東西方向の砂浜を結ぶ区画道路を配置します。</li> <li>○歩道は、海岸の自然環境を保護することや修景に配慮し、障害者や高齢者等の歩行にも配慮したボードウォーク(木道)等の整備を検討します。</li> </ul>
D地区の道路及び通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○D地区には、歩行者の安全確保のため歩道や歩行者・自転車が行き交える可能な通路の設置を検討します。</li> </ul>

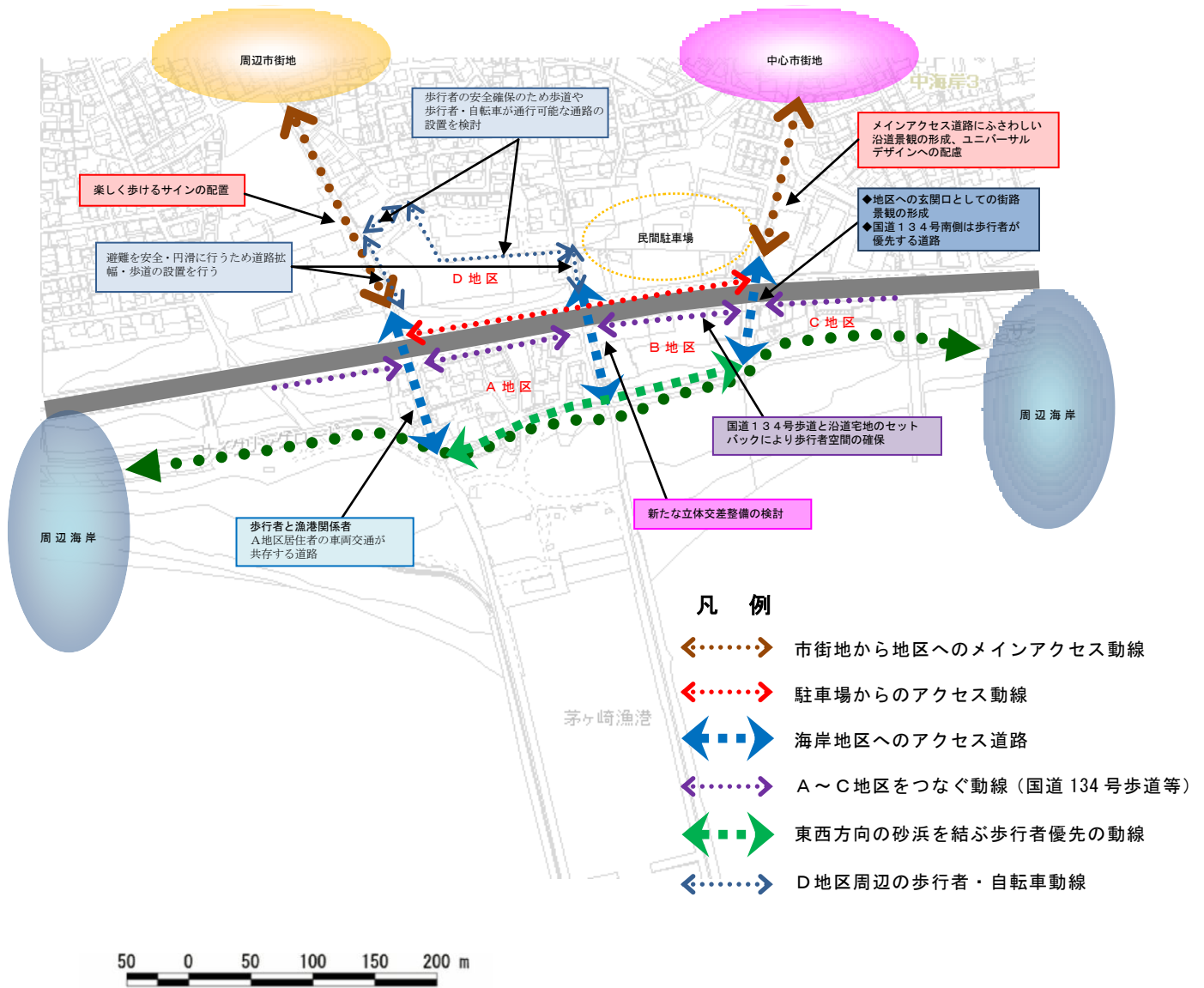


図 歩行者空間の整備方針

## 6 自転車動線のあり方

### (1) 基本方針

- ①環境負荷の少ない自転車を利用促進するための環境を整備します。
- ②新たなシステムとして、観光レクリエーションの自転車利用やパークアンドサイクルライド\*を推奨し、これに対応するサイクルネットワーク、レンタサイクルシステムを構築します。

### (2) 基本的な考え方

#### ①サイクリングの拠点と軸

- ・地区へ来訪する交通手段であるとともに、人々が海浜の自然環境を感じるレクリエーション活動を支援するため、サイクリングの拠点と軸を地区内に配置し、サイクルネットワークの形成を図ります。
- ・駐車場配置との連携を図り、自転車利用を促進するパーク&サイクルライドシステムを構築します。
- ・サイクリング拠点に既存の自転車・自動二輪車の駐輪スペースを確保します。

#### ②レンタサイクルの運営

- ・地区内及び茅ヶ崎海岸を楽しむレクリエーションの一環として、誰もが気軽に利用できるレンタサイクルシステムを検討します。

### (3) 整備方針

名称	配置及び整備の方針
<b>サイクリング拠点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サイクリング拠点は、次の2か所に配置します。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・マリンスポーツ・レクリエーション系の空間づくりを目指すC地区</li> <li>・自動車利用とレンタサイクルの乗り換えがスムーズに行うことができるD地区</li> </ul> </li> <li>○ サイクリング拠点への導入施設は、次のとおり考えられます。               <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;C地区&gt;                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車及び自動二輪車の駐輪場</li> <li>・レンタサイクルの中継所</li> <li>・休憩施設、公衆トイレ</li> </ul> </li> <li>&lt;D地区&gt;                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者の自転車及び自動二輪車の駐輪場</li> <li>・レンタサイクル、パーク&amp;サイクルライドの中継所（受付事務所、レンタサイクルの保管所等）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<b>サイクリング道路</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区の中央部を東西方向に横断する既存のサイクリング道路の活用を原則とします。ただし、C地区では海の家などの海岸のレクリエーション施設の立地等を考慮して配置します。</li> <li>○自然海浜エリアの環境との調和と、景観形成に配慮します。</li> </ul>
<b>海岸の自転車置き場</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サイクリング道路と区画道路が交差するポイントには、交差する道路のコーナー等を活用し、気軽に自転車を止めて海岸に近づくことができる自転車置き場を提供します。</li> <li>○自転車置き場は、砂地を敷きならすことやインターロッキング等の簡易的な施設とし、周辺の景観にも配慮します。</li> </ul>

パークアンドサイクルライド：park and cycle ride。駐車場に車を止め、そこから自転車で行動（観光地を回る等）するシステム。

#### (4) レンタサイクルの運営のあり方

レンタサイクルを含めたサイクリング拠点施設の管理運営体制については、本地区内に留まらず、茅ヶ崎市内及び茅ヶ崎海岸全体での広域的なレンタサイクルシステムの確立を目指し、官と民、各種団体等が協働して取り組む体制を検討します。

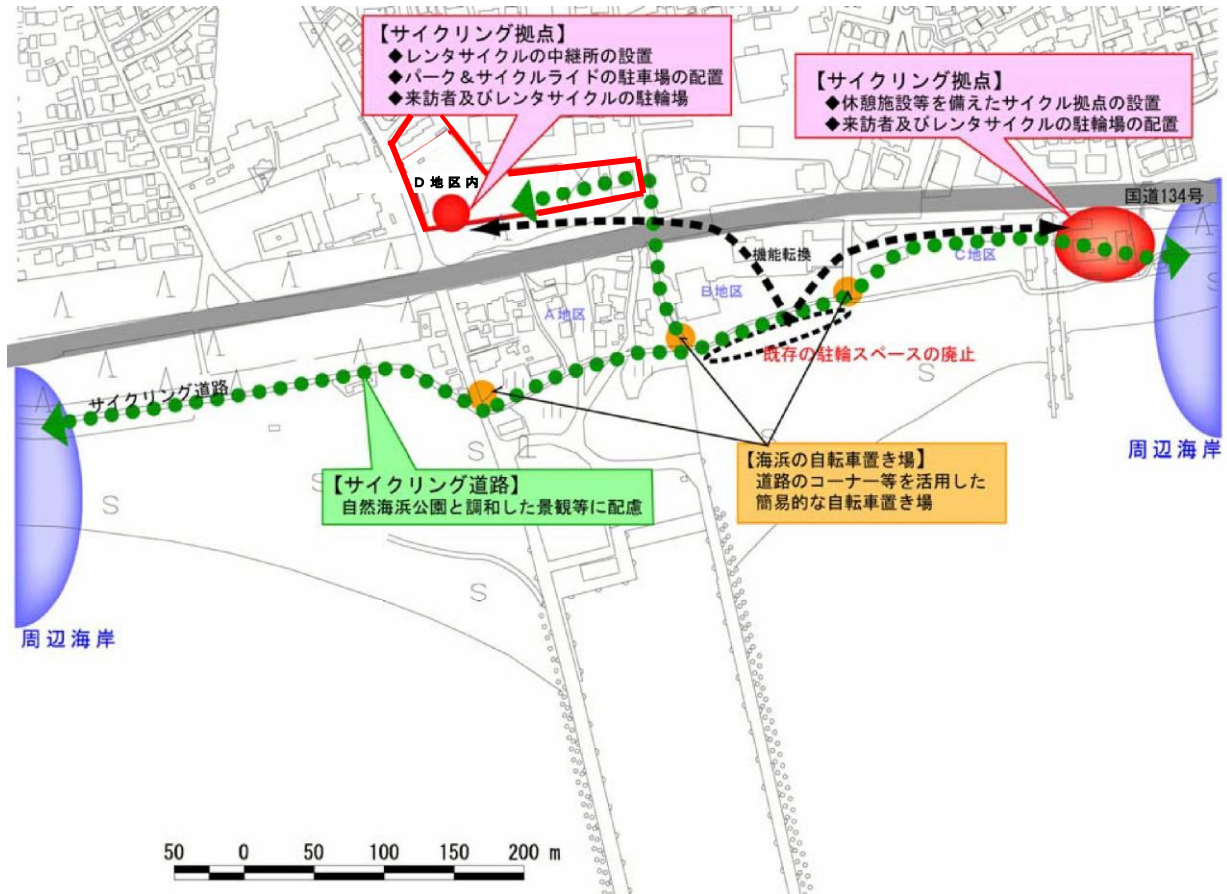


図 自転車動線の整備方針

## 7 海岸と中心市街地の広域交通ネットワーク

### (1) 基本方針

- ①自動車利用から転換される来訪者を増加させるため、環境負荷の少ない公共交通機関や自転車利用の環境の向上を図ります。
- ②周辺の活性化を促進する広域ネットワークの形成を図ります。

### (2) 基本的な考え方

#### ①公共交通

- ・本地区への最寄りの公共交通は、民間バスとコミュニティバスが茅ヶ崎駅、中海岸間を運行しており、公共交通の結節地点である茅ヶ崎駅と本地区を結ぶバスの運行路線をさらに拡充します。
- ・環境負荷の軽減を図ること、高齢者、障害者、子ども達や子ども連れなどの様々な人々の海岸への足（交通手段）を確保していくことを目的に、バス交通の利便性の向上を図ります。

#### ②広域的なサイクルネットワークの形成

- ・本地区周辺を含めた茅ヶ崎海岸全体や茅ヶ崎市の中心地、主要施設を結ぶ自転車動線、サイクリングの拠点施設を配置し、市全体及び茅ヶ崎海岸の広域的なサイクルネットワークの構築を目指します。
- ・広域的なサイクルネットワークの効果としては、市街地及び海岸地区への自動車交通を抑制することによる環境負荷の軽減、中心市街地と海岸地区の連携による相互の活性化促進、海岸地区の通年利用の促進の効果を期待します。

### (3) 整備方針

名称	配置及び整備の方針
バス交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後とも、民間バス及びコミュニティバスの運行を継続するとともに、通常時の運行本数増発等の利用の拡充を推進します。</li> <li>○海水浴シーズンやイベント時にはシャトル便の増設を推進します。</li> </ul>
バス停留所の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バス停留所には、シェルターやベンチ、案内板等の施設を施したバス停留所を設置するとともに、車いすの利用者でも余裕を持ってバス待ちができる空間スペースを確保します。</li> </ul>
サイクリング道路のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本地区周辺の海岸を結んでいる既存のサイクリング道路を活かし、茅ヶ崎海岸のサイクリングネットワーク軸を形成します。</li> </ul>
中心市街地との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○茅ヶ崎駅周辺の中心市街地と茅ヶ崎海岸を直接的に結ぶ幹線道路であるサザン通り、雄三通り等との連携を図るサイクリングネットワーク軸を位置づけ、自転車走行環境の整備を行います。</li> <li>○手軽な交通手段である自転車利用を促進することにより、中心市街地(商業地)と茅ヶ崎海岸の相互の往来・交流を活発にし、まち全体の賑わい・活性化を支援します。</li> </ul>

名称	配置及び整備の方針
パーク＆サイクルライドシステム	<p>○自動車利用の来訪者においては、本地区周辺の駐車場に自動車を止め、周辺海岸へのレクリエーションや中心市街地への買い物等を楽しむことができるよう、利用しやすいレンタサイクル（貸し自転車）の体制を整備します。</p> <p>○駐車場利用とレンタサイクル利用の提携化を図るため、パーク＆サイクルライドシステムを導入します。</p>

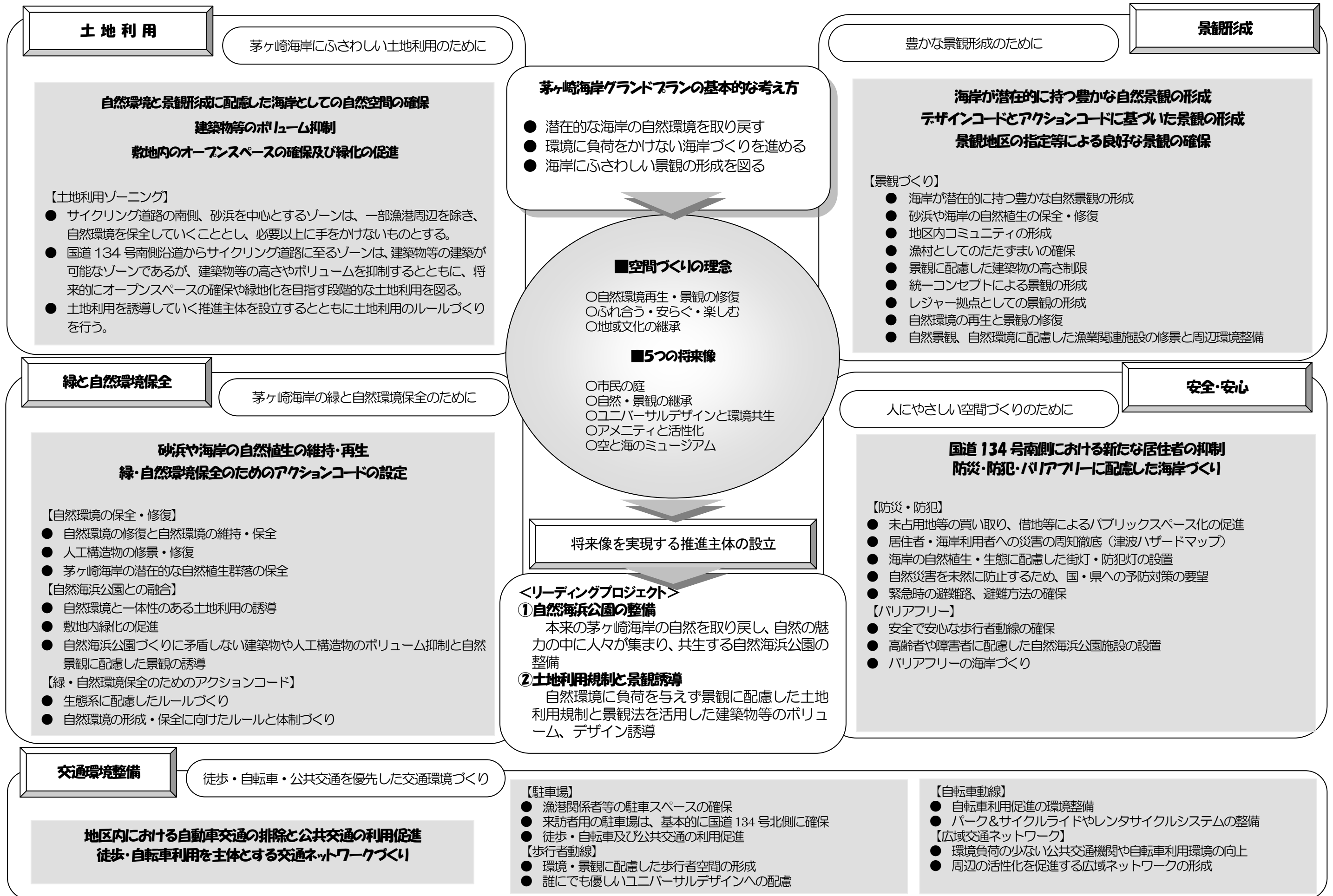
## 8 主要事業

- ① 自然海浜エリア内の区画道路の整備
- ② 駐車場の整備、管理運営体制づくり
- ③ 漁港西側におけるボードウォーク（散策路）の整備
- ④ 新たな歩道整備
- ⑤ 区画道路の再整備
- ⑥ サイクリング拠点の整備
- ⑦ レンタサイクル事業の体制づくり
- ⑧ バス交通の拡充

## **V. 将来像実現のための方策**



1 グランドプラン推進のための施策の体系

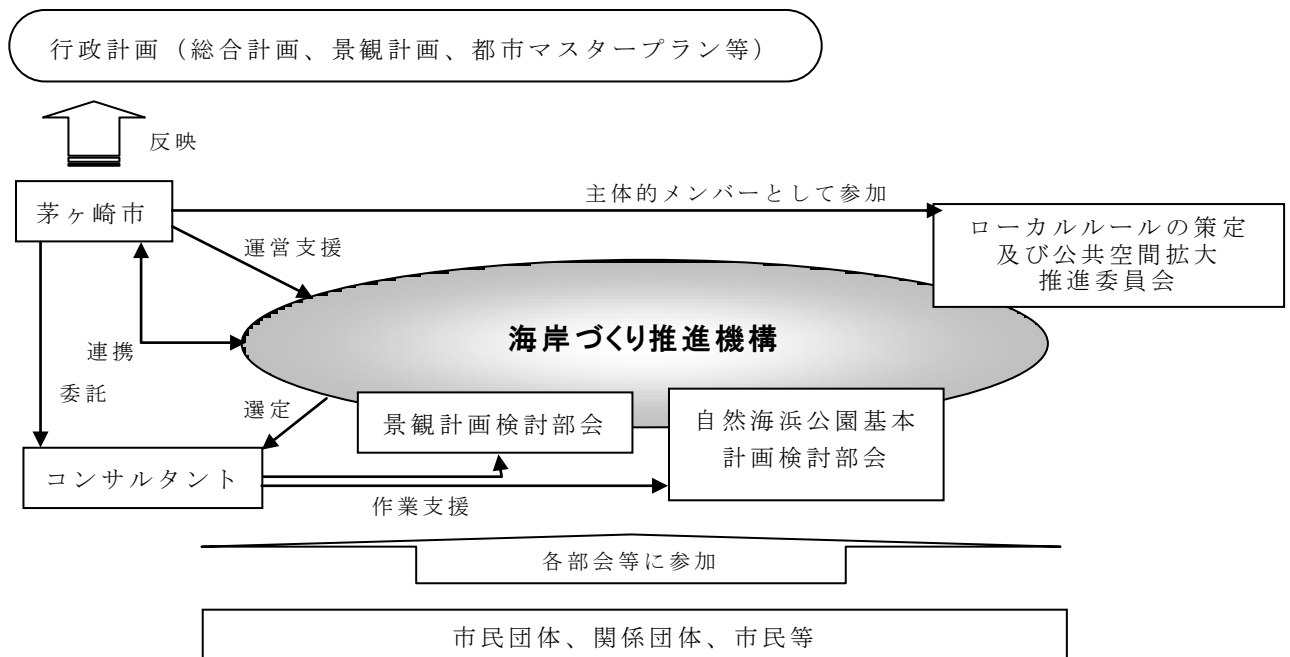


## 2 事業推進体制

グランドプランの実現に向け、行政、関係者等との相互の信頼関係に基づくパートナーシップによる事業推進を行います。

### (1) 推進体制

- グランドプランの推進にあたっては、主導的な役割を担う組織として、海岸づくり推進機構を設立します。
- 推進機構の中に、関係団体、市民、学識経験者等から構成する各検討部会を設置し、景観、自然海浜公園整備のための具体的な検討を行います。
- 推進機構が主体となり、ローカルルール策定及び公共空間拡大推進委員会を設置し、海岸地区の各地権者及び関係団体との調整等を行います。



グランドプランの当面の事業推進体制と相互関係

表 事業推進体制

組織	役割	構成	事業内容等
(仮称) 海岸づくり 推進機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グランドプラン推進の主導的役割を担う。</li> <li>・ 自然海浜公園計画と景観計画の策定主体となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係団体、市民、学識経験者等で構成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グランドプランの周知</li> <li>・ 周知のためのイベント実施及び関連イベントへの参加</li> <li>・ グランドプラン将来像実現に向けた独自ルール（ローカルルール）の策定</li> <li>・ 公共空間拡大推進委員会の運営</li> <li>・ 景観検討部会及び自然海浜公園計画検討部会の運営</li> <li>・ 2部会をサポートするコンサルタントの選定</li> <li>・ その他グランドプラン推進に関する一切の事項</li> </ul>
景観計画検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成19年度に策定される予定の茅ヶ崎市景観計画に組み入れることを前提として、茅ヶ崎海岸地区の景観計画案を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸づくり推進機構のメンバー、市民団体、関係団体、市民で構成する。</li> <li>・ 事務局は茅ヶ崎市とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観計画区域、景観重要公共施設等の設定</li> <li>・ デザインコード、アクションコードの詳細設定</li> <li>・ 地区計画の見直し、特別緑地保全地区の設定、景観協定、景観協議会等の検討</li> <li>・ 行政との連携による地権者及び関係団体との協議</li> </ul>
自然海浜公園基本計画検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年度からの事業実施を前提に自然海浜公園の基本計画案を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸づくり推進機構のメンバー、市民団体、関係団体、市民で構成する。</li> <li>・ 事務局は茅ヶ崎市とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通、景観、緑・自然環境、安全・安心環境等を含め、総合的な観点から、自然海浜公園の基本計画案を検討する。</li> </ul>
ローカルルールの策定及び公共空間拡大推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸づくり推進機構の直営事業の実施機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸づくり推進機構のメンバー、市民団体、関係団体、市民で構成する。</li> <li>・ 事務局は海岸づくり推進機構が担う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茅ヶ崎海岸におけるローカルルールの策定と実施（関係団体、地権者等との調整及びイベント対応を含む）</li> <li>・ 公共空間の拡大推進事業の計画検討と実施</li> </ul>

### 3 事業推進プログラム

#### (1) 事業プログラムの考え方

事業プログラムは、次に示す期間、目標を踏まえ各事業の実施時期を設定します。

期 間	目 標
短期（平成19年～平成23年）	自然海浜公園の整備着手等と景観に関する基準の整備と運用を図ります。
中期（平成24年～平成28年）	自然海浜公園の整備完了と交通ネットワーク整備の推進を図ります。
長期（平成29年以降）	自然海浜公園を核とした海岸づくり、景観の修景を進め、将来像の実現を図ります。

#### (2) 事業主体の考え方

グランドプラン推進体制の役割と機能を踏まえ、事業ごとに行政（県・市）、民間企業等を事業主体として位置づけます。

#### (3) 将来像実現のためのリーディングプロジェクト

グランドプランで定めた将来像を実現するために、次のプロジェクトをリーディングプロジェクトとして位置づけ、自然環境に配慮した海岸の形成に取り組みます。

プロジェクト	内容
自然海浜公園の整備	本来の茅ヶ崎海岸の自然を取り戻し、自然の魅力の中に人々が集まり、共生する自然海浜公園を整備します。
土地利用規制と景観誘導	自然環境に負荷を与えず景観に配慮した土地利用等のローカルルールと景観法等を活用した建築物等のポリシー、デザイン誘導を行います。

#### (4) 事業費

グランドプランの基本方針に基づき平成19年度に策定する自然海浜公園整備計画の具体的内容が決定した段階で、グランドプランの財政プログラムを作成します。



事業名	方針区分	事業内容	事業主体	短期					中期					長期						
				H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降						
				《目標》 □ 自然海浜公園の整備着手等と景観に関する基準の整備と運用を図ります。					《目標》 自然海浜公園の整備完了と交通ネットワークの整備推進を図ります。					《目標》 自然海浜公園を核とした海岸づくり、景観の修景を進め、将来像の実現を図ります。						
〔2〕 景観整備に関する事業	③	景観基準の策定	景観	良質な海岸の自然景観を形成・維持するためのデザインコードやアクションコードを定める。	茅ヶ崎市 (仮称)海岸づくり推進機構															
	④	景観基準の運用	景観	良好な景観の維持を図るため、景観基準の適切な運用を推進する。	茅ヶ崎市 (仮称)海岸づくり推進機構															
	⑤	サイン計画の策定	景観	地区内や海岸へのアクセス道路において、茅ヶ崎海岸にふさわしいサイン計画を策定する。	(仮称)海岸づくり推進機構															
	⑥	サイン計画に基づく整備	景観	サイン計画に基づいたサイン整備を行う。	茅ヶ崎市															
〔3〕 環境整備に関する事業	①	地区内の緑地整備等	景観 緑・自然環境保全	占用地等における公共空間の確保と緑地整備を図る。	茅ヶ崎市 (仮称)海岸づくり推進機構															
	②	街路灯、防犯灯の設置	安全・安心	地区内における街路灯及び防犯灯を整備する。	茅ヶ崎市															
	③	海岸浸食防止の推進	安全・安心	海岸浸食について、国・県との連携を図りながら、予防対策を推進する。	国 神奈川県 茅ヶ崎市															
	④	津波防災対策の推進	安全・安心	津波ハザードマップの作成とその活用により、居住者や海岸利用者に対して海岸の災害の周知徹底を図るとともに緊急避難路の確保を行う。	茅ヶ崎市															
〔4〕 その他	①	新たな歩道整備の検討	交通ネットワーク	国道134号南北間における新たな連絡道と西浜駐車場から海岸へアクセスする新たな歩行者用道路を整備を検討する。	茅ヶ崎市															
	②	地区内の夜間照明・ライトアップのルールづくりと運用	緑・自然環境保全 安全・安心	地区内の防犯や海岸の生態系に配慮した夜間照明及びライトアップのルールづくりを行う。	(仮称)海岸づくり推進機構															
	③	海岸環境パトロールの体制づくりと実施	安全・安心	地区内の環境や景観保全に向けたパトロール体制づくりとパトロールを実施する。	(仮称)海岸づくり推進機構															
	④	サイクリング拠点の整備	交通ネットワーク	地区へ来訪する交通手段、海岸の自然環境を感じるレクリエーション活動を推進するために、サイクリング拠点を整備する。	(仮称)海岸づくり推進機構															
	⑤	レンタサイクル事業の体制づくり	交通ネットワーク	誰もが気軽に利用できるレンタサイクルシステムの検討と事業を推進する。	(仮称)海岸づくり推進機構															
	⑥	バス交通の拡充	交通ネットワーク	海水浴シーズンやイベント時におけるシャトル便や運行ルート等、公共交通利用促進に向けた取り組みを行う。	バス事業者 茅ヶ崎市															
	⑦	バス停の整備	交通ネットワーク	シェルターやベンチ、案内板の設置、ユニバーサルデザインに配慮したバス停を整備する。	バス事業者 茅ヶ崎市															
	⑧	(仮称)茅ヶ崎海岸づくり基金の設置	緑・自然環境保全	茅ヶ崎海岸の自然環境や景観等を守り・育てて行くために必要な活動資金確保のため、(仮称)海岸づくり基金を設置する。	(仮称)海岸づくり推進機構 茅ヶ崎市															

## 参考資料

## (参考資料) グランドプラン提言の検討体制

グランドプラン提言は、市民による「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議」が中心となり、策定を行いました。

また、地権者が具体的事業を検討する「タスクフォース(事業推進チーム)」や市民・関係団体による意見交換の場となる「まちづくり協議会」を組織し、「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議」と連携しながら提言案の検討作業を行いました。

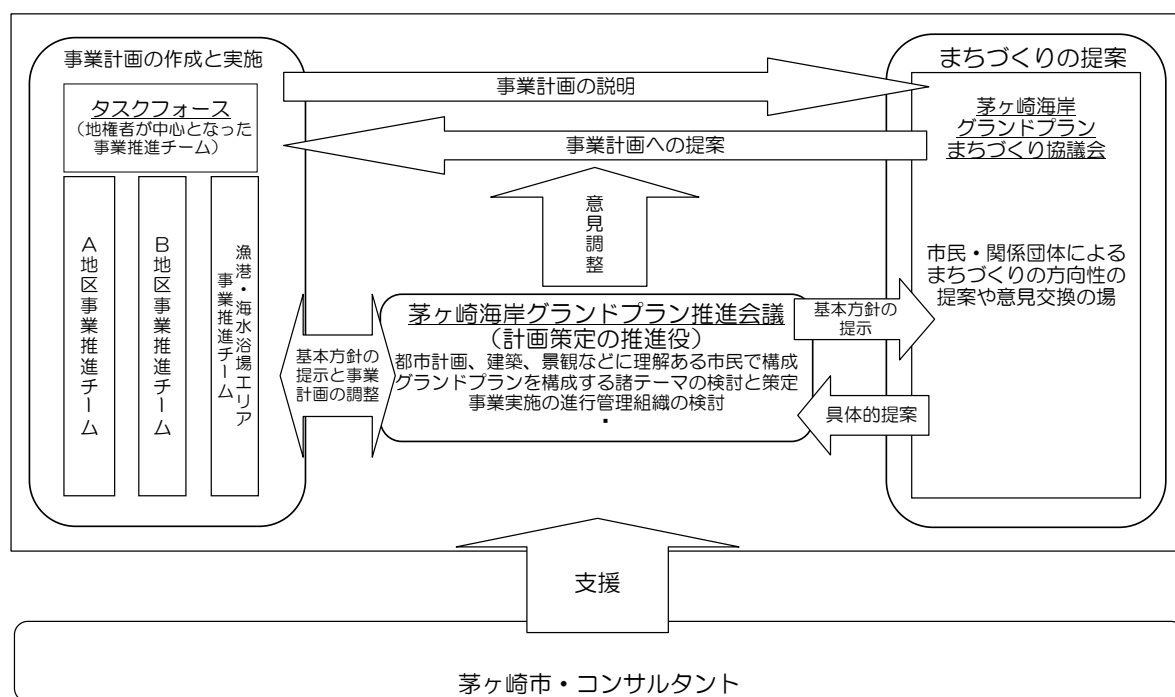


図 茅ヶ崎海岸グランドプランの検討の体制



(参考資料) 茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議委員名簿

	所 属 等	氏 名
代 表	株式会社E X都市研究所 (都市計画) (若松町在住)	折原 清
副代表	まち景まち環フォーラム・茅ヶ崎代表 (景観) (円蔵在住)	益永 律子
副代表	株式会社洋建築企画 (建築) (南湖在住)	山口洋一郎
委 員	特定非営利活動法人ゆい代表 (福祉・環境) (浜須賀在住)	荒井三七雄
委 員	茅ヶ崎・浜景観づくり推進会議代表 (景観) (南湖在住)	岩本えり子
委 員	株式会社ソリューション・エックス (マーケティング) (中海岸在住)	片岡 弘
委 員	茅ヶ崎市環境審議会委員・地元自治会関係 (環境・自治) (南湖在住)	亀山 計次
委 員	茅ヶ崎商工会議所事務局次長 (産業)	新谷 雅之
委 員	ほのぼのビーチ茅ヶ崎代表 (環境) (東海岸南在住)	大坊 裕
委 員	株式会社カナコン (地質・環境・防災) (常盤町在住)	高橋 一紀
委 員	関東学院大学人間環境学部教授 (住居学) (幸町在住)	水沼 淑子
委 員	タイガーアンドアソシエイツ株式会社 (不動産・資産運用) (浜竹在住)	山本 泰然

# 「茅ヶ崎海岸グランドプラン改訂（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成24年 1月26日(木)～平成24年 2月25日(土)

2 意見の件数 34件

3 意見提出者数 17人

## 4 内容別の意見件数

※	項 目	件 数
Ⅲ	理念・将来像	8件
Ⅳ-2	景観形成の方針	5件
Ⅳ-3	安全・安心な空間づくりの方針	4件
Ⅳ-4	交通ネットワークの方針	5件
Ⅴ	将来像実現のための方策	1件
	その他	11件
	合 計	34件

※「茅ヶ崎海岸グランドプラン改訂（素案）」の項目番号

..... = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 経済部 農業水産課 海浜水産担当  
☎0467-82-1111（代表）  
e-mail: nousui@city.chigasaki.kanagawa.jp

(ご意見 No,7)

P.14 Ⅲ理念・将来像 □の説明文

A～D 地区内の土地利用における・・・とあるが、「における」を「については」とすべきであり、説明文の最後を「検討する」とする。

(市の考え方)

ご意見を踏まえ、一部修正いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
<p>14 ページ</p> <p>A～D 地区内の土地利用の誘導については建築物等のボリュームや高さの制限誘導、景観誘導、自然景観保全・修景の推進により、一定空間や緑地の確保ができた段階において、都市計画の見直しを検討</p>	<p>14 ページ</p> <p>A～D 地区内の土地利用の誘導における建築物等のボリュームや高さの制限誘導、景観誘導、自然景観保全・修景の推進により、一定空間や緑地の確保ができた段階において、都市計画の見直しを検討</p>

茅ヶ崎海岸グランドプラン（平成24年3月 改訂）

平成24年（2012年）3月発行

第1刷 ●●部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 経済部農業水産課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-89-2916

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト  
QRコード

